

下仁田町 子ども・子育て支援事業計画

第 3 期

(素案)

(令和7年度～令和11年度)

令和7年2月

下 仁 田 町

はじめに

令和7年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の対象.....	3
5. 計画策定の体制と手続き.....	3
第2章 下仁田町の現状	4
1. 子育て支援サービスの状況.....	4
2. 子育てニーズ調査結果の概要.....	6
第3章 第2期計画の主な取り組み状況と課題	51
1. 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況と課題.....	51
第4章 事業計画の基本的な考え方	53
1. 基本理念.....	53
2. 基本的な視点.....	54
第5章 事業計画の策定	55
1. 子ども・子育て支援制度の全体像.....	55
2. 教育・保育提供区域の設定.....	56
3. 児童数の推移と推計.....	56
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	57
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策.....	61
6. 地域子ども子育て支援事業（15事業）他の量の見込みと確保策....	63
7. その他の推進方策.....	73
第6章 計画推進のために	75
1. 分野別の役割.....	75
2. 推進体制等の整備.....	76
資 料 編	78

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済のあらゆる面に大きな影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化によって子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが大きな課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域における子育て支援サービスの量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援制度」をスタートさせました。

これを受け下仁田町（以下、「本町」という。）では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「下仁田町子ども・子育て支援事業計画第2期」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、令和4年6月に「こども基本法」が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども家庭庁が発足し、令和5年末には「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子供の貧困対策」を含む「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」ではこれまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、一元化されました。

この度、第2期計画の完了を迎えることから、コロナ禍などによるライフスタイルの変化に伴う本町の人口構造の変化など、第2期計画にあたる5年間の動向は大きな変化のあった期間でした。第2期計画の成果目標を振り返り見るにあたり、こうした社会的な動向を勘案しつつ、教育・保育の無償化、誰でも通園制度などの新しい制度の下で、次の5年間の事業提供体制と取組を進める計画として「下仁田町子ども・子育て支援事業計画第3期」（以下、「本計画」という。）を策定します。

住民・関係団体・企業等と協力・連携し、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、全ての子どもが健やかに成長するための子育て環境づくりに取り組めます。

2. 計画の位置づけ

本計画により、国から示された「こども大綱」の趣旨を尊重し、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本町の独自性を踏まえながら、本町が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取組を推進します。

【子ども・子育て支援法】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

3. 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法により5年を1期として策定することとされているため、令和7年度から令和11年度までの5年を第3期として推進します。

また、この期間において「下仁田町子ども・子育て会議」*で、子ども・子育て支援事業計画の点検・評価・見直しを行い、継続的な管理を行います。

	(年度)										
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
下仁田町 子ども・子育て 支援事業計画	第2期					第3期（本計画）					

※ 「下仁田町子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法において、市町村子ども・子育て会議の設置が求められ、子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者などの意見を反映させ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するうえで重要な役割となる会議です。

4. 計画の対象

子ども・子育て支援制度では、地域及び社会全体が、全ての子どもの健やかな成長を保障するという目的を共有し、各々の役割を果たすことが必要であるとの観点から、本計画の対象は、子ども、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政等、地域社会を構成する全ての個人及び団体とします。

5. 計画策定の体制と手続き

(1) 「下仁田町子ども・子育て会議」において審議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学職経験のある者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者などの構成で開催する「下仁田町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）において審議を行いました。

(2) 事業計画策定における町民の意見反映

本計画の策定にあたっては、町がこの計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、町民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために、就学前児童のいる全ての家庭及び、学童保育利用者のいる家庭を対象に、アンケートによるニーズ調査を行いました。

第2章 下仁田町の現状

1. 子育て支援サービスの状況

(1) 保育園及び認定こども園の状況

下仁田町には、認定こども園及び保育園が各1園あります。それぞれ、通常保育の他に一時保育や延長保育等の事業を実施しています。

■年齢別入所児童者数

単位：人

名 称	未 満 児			年 少 (3歳児)	年 中 (4歳児)	年 長 (5歳児)	計
	乳児	1歳	2歳				
馬山こども園 【保育認定】 (定員40人)	3	4	11	4	9	4	35
馬山こども園 【教育認定】 (定員15人)				2	2	3	7
青倉保育園 (定員20人)	2	2	1	4	5	2	16
定 員 75人	5	6	12	10	16	9	58
	23						

【管外委託保育】

単位：人

名 称	未 満 児			年 少 (3歳児)	年 中 (4歳児)	年 長 (5歳児)	計
	乳児	1歳	2歳				
かしの木保育園	1	2			1	1	5
さくら保育園					1		1
めぶきの森	1				1		2
甘楽こひつじ こども園						1	1
合 計	4				3	2	9

【幼稚園(幼稚園)】

単位：人

名 称	2歳 (満3歳)	年 少 (3歳児)	年 中 (4歳児)	年 長 (5歳児)	計
軽井沢幼稚園	0	0	0	0	0

出典：福祉課資料（令和元年10月1日現在）

■年度別入所児童者数

単位：人

名 称	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
馬山こども園	51	53	61	53	50
青倉保育園	47	36	35	32	20
管外委託児	11	12	14	11	9
合 計	109	101	110	96	79

出典：福祉課資料（各年 3 月 1 日現在）

■保育サービス

単位：人

名 称	一時預かり保育		延長保育
	年間延利用児童数	年間開所日数	年間実利用児童数
馬山こども園	73 人	240 日	3 人
青倉保育園	140 人	294 日	2 人

出典：福祉課資料（令和 5 年度実績）

（2）学童保育の状況

学童保育は 2 施設あり、小学 1 年生から 6 年生まで対象となります。

保護者が昼間家庭にいない児童の放課後や学校の長期休業時に利用しています。

■施設別利用児童数

単位：人

名 称	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
どろんこ学園(馬山)	10	7	4	4	2	1	28
がんばりっこクラブ(青倉)	5	4	12	4	2	6	33
合 計	15	11	16	8	4	7	61

出典：福祉課資料（令和 5 年 5 月 1 日現在）

■年度別利用児童数（述べ人数）

単位：人

名 称	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
どろんこ学園(馬山)	16	19	17	21
がんばりっこクラブ(青倉)	34	33	35	34
合 計	50	52	52	55

出典：福祉課資料（各年度実績）

2. 子育てニーズ調査結果の概要

(1) 調査概要

令和7年度を初年度とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」を作成するに当たり、対象となる町民の意見を反映し、また今後5年間の見込みを算出することを目的に、子育てをする保護者や中学・高校生の方にアンケート調査を実施しました。

調査対象者	町内在住の「就学前児童のいる世帯の保護者」、「小学生のいる世帯の保護者」、「中学生、高校生」
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和6年11月

(2) 回収結果

	標本数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯の保護者	89票	38票	42.7%
小学生のいる世帯の保護者	92票	55票	59.8%
中学生、高校生	101票	36票	35.6%

(3) 調査結果の概要 <就学前児童がいる世帯>

I 見込み量推計のための項目

I-1 「保護者の現在の就労状況、今後の就労希望について」

母親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(44.7%)の割合が最も高く、以下、「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(28.9%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と「以前は就労していたが、現在は就労していない」(ともに10.5%)の順となっています。

父親の就労状況は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が84.2%を占めています。

N = 38

(%)	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイトなどで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
母親	44.7	10.5	28.9	0.0	10.5	0.0	5.3
父親	84.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8

母親のパート・アルバイトなどの方の今後の就労希望は、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」(54.5%)の割合が最も高く、以下、「パート・アルバイトなどの就労を続けることを希望」(36.4%)、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」(36.4%)の順となっています。

父親は該当者はいませんでした。

N = 11

(%)	フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	パート・アルバイトなどの就労を続けることを希望	パート・アルバイトなど(フルタイム以外)をやめて、子育てや家事に専念したい
母親	9.1	54.5	36.4	0.0

I-2 「就労していない保護者の今後の就労希望について」

現在は働いていない母親の就労希望は「1年以上先に、一番下の子どもが[]歳になった頃に就労したい」が50.0%、「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」がともに25.0%となっています。

「1年以上先に、一番下の子どもが[]歳になった頃に就労したい」の子どもの年齢を答えた人を見ると、「1歳」と答えた人が1人、「5歳」と答えた人が1人、「2～3歳」と答えた人が1人でした。

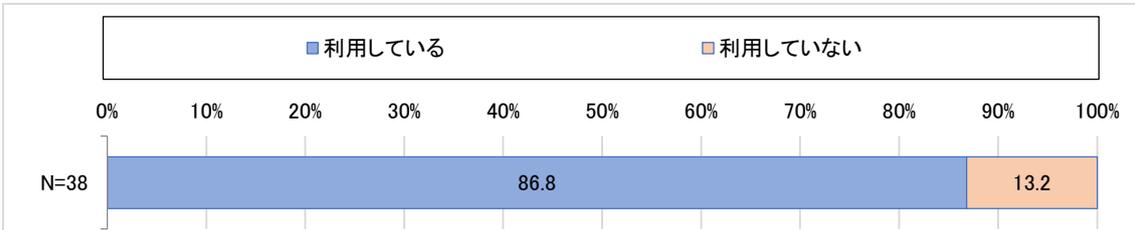
父親は該当者はいませんでした。

N = 4

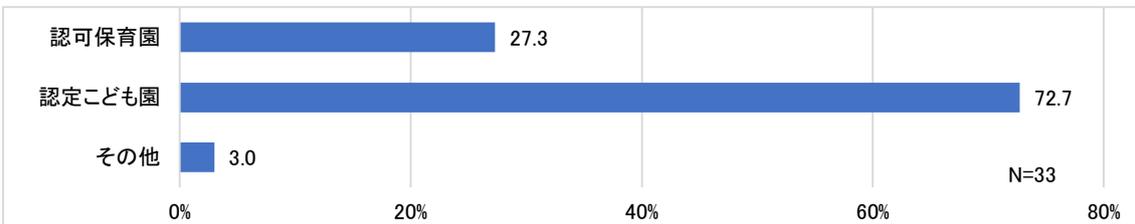
(%)	子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）	1年以上先に、一番下の子どもが[]歳になった頃に就労したい	すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
母親	25.0	50.0	25.0

I-3 「平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況」

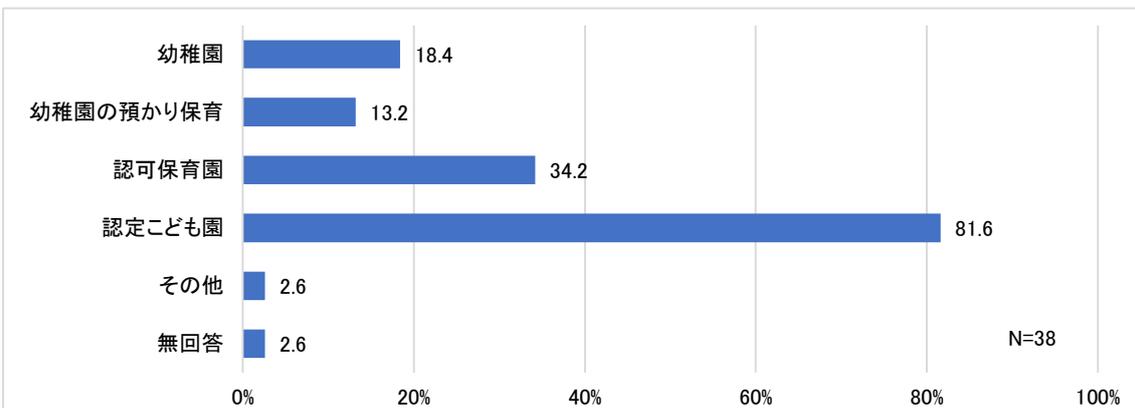
平日における「定期的な教育・保育の事業（幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育園、認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育、事業所内保育施設、居宅訪問型保育）」の利用状況をみると、「利用している」が86.8%、「利用していない」が13.2%の割合となっています。



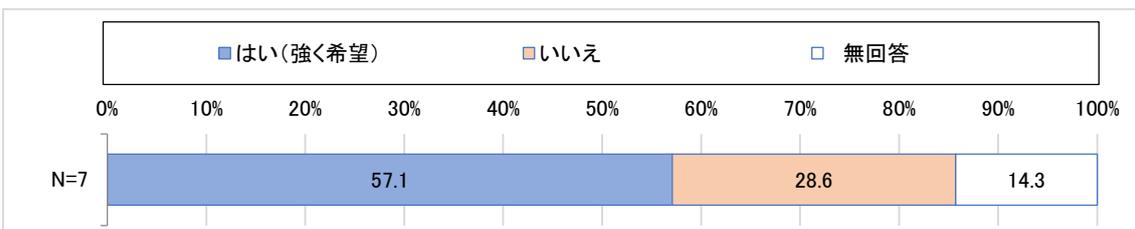
平日に「定期的に」利用しているサービスは、「認可保育園」が27.3%、「認定こども園」が72.7%の割合となっています。



平日に「定期的に」利用したいと考えるサービスは、「認定こども園」(81.6%)の割合が最も高く、以下、「認可保育園」(34.2%)、「幼稚園」(18.4%)の順となっています。

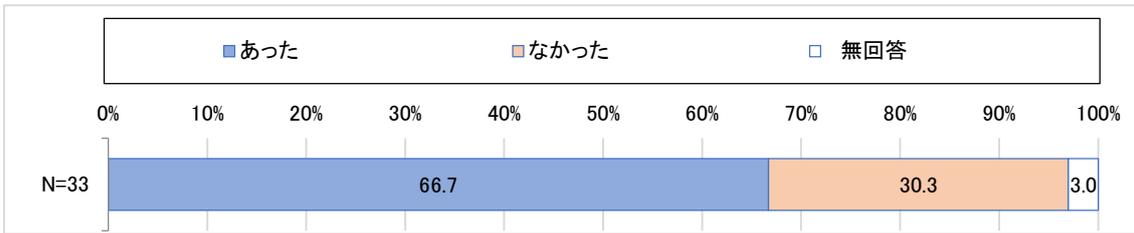


幼稚園の利用希望については「はい(強く希望)」が57.1%、「いいえ」が28.6%の割合となっています。

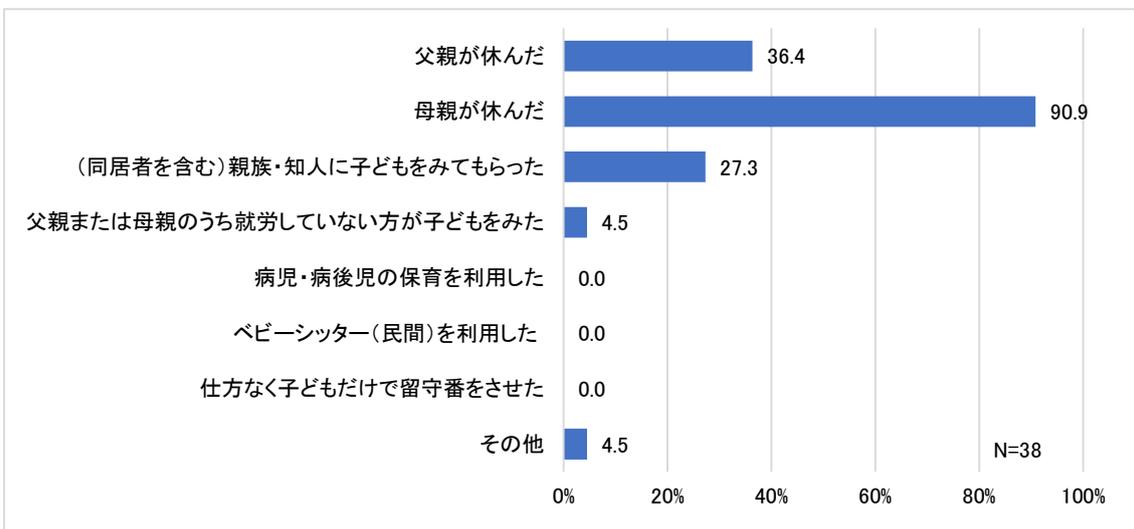


I-4 「病気やケガの際の対応について」

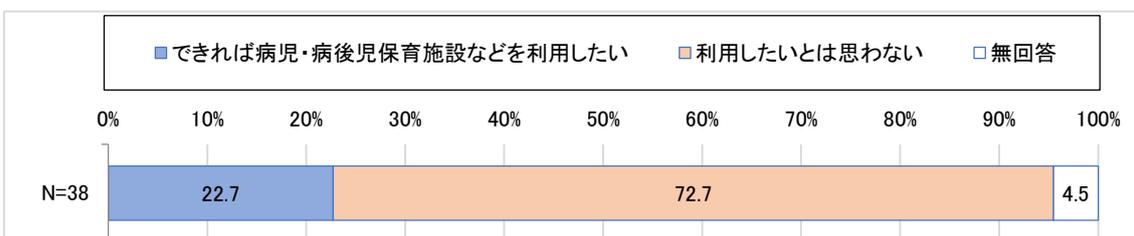
この1年間で子どもが病気やケガで通常の利用ができなかった経験について、「あった」が66.7%、「なかった」が30.3%の割合となっています。



経験がある方の対処方法は、「母親が休んだ」(90.9%)の割合が最も高く、以下、「父親が休んだ」(36.4%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(27.3%)の順となっています。

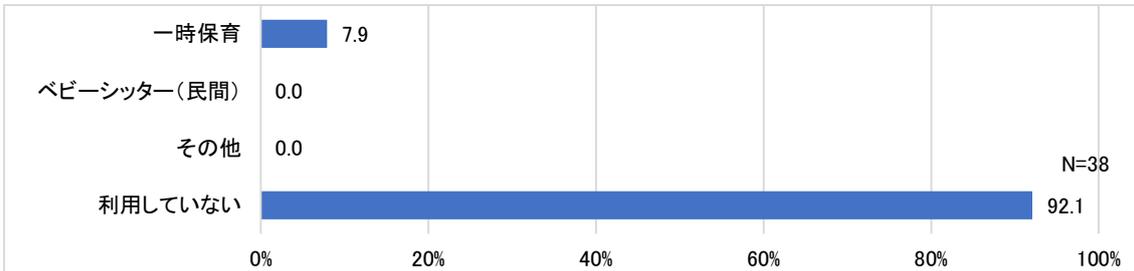


父親又は母親が休んだ経験がある方における病児・病後児保育施設などの利用希望は、「利用したいとは思わない」の割合が72.7%と高く、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」は22.7%となっています。



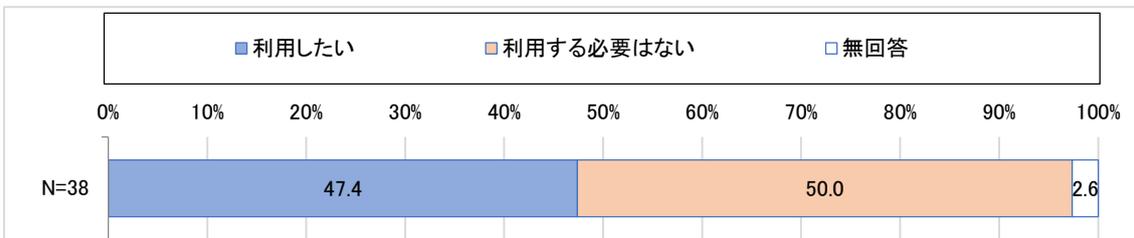
I-5 「不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について」

不定期なサービスの利用については、「利用していない」(92.1%)の割合が突出して高く、以下、「一時保育」(7.9%)の順となっています。



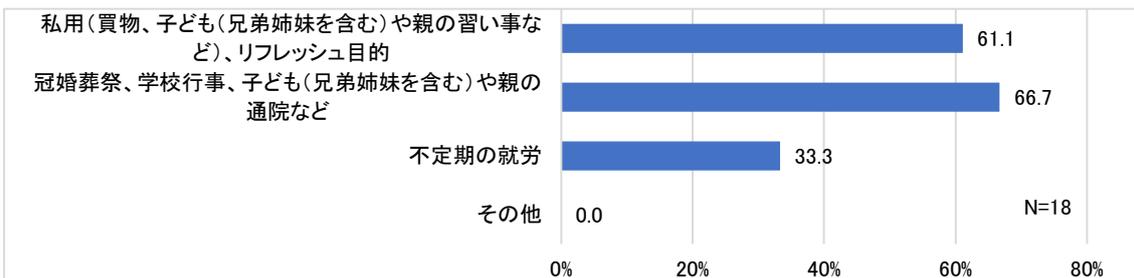
① 利用意向

不定期な教育・保育サービスの利用意向は、「利用したい」の割合が47.4%、「利用する必要はない」が50.0%になっており半々となっています。



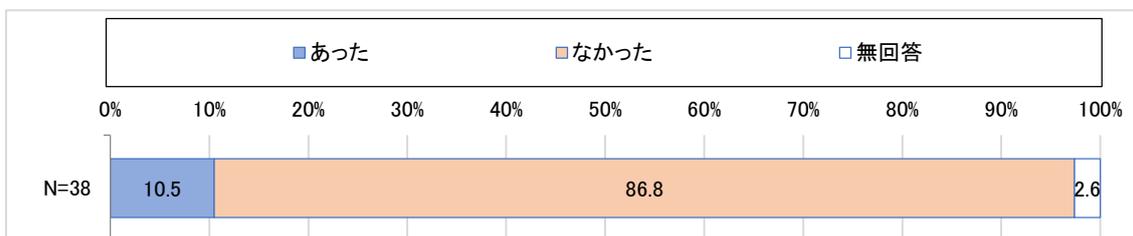
② 利用目的の内訳

不定期な教育・保育サービスの利用目的は、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院など」(66.7%)の割合が最も高く、以下、「私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事など)、リフレッシュ目的」(61.1%)、「不定期の就労」(33.3%)の順となっています。



③ 利用の有無

この1年間で保護者の用事により、「なかった」が割合が86.8%と高く、「あった」は10.5%となっています。

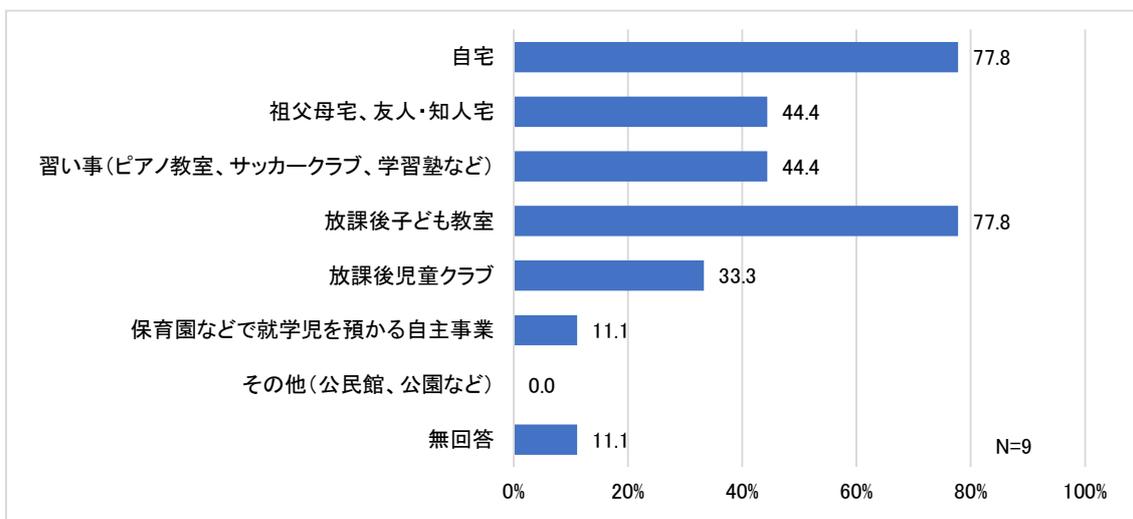


④ 対処方法

経験がある方の対処方法は、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が75.5%、「仕方なく子どもを同行させた」が50.0%です。

I-6 「5歳以上の子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方について」

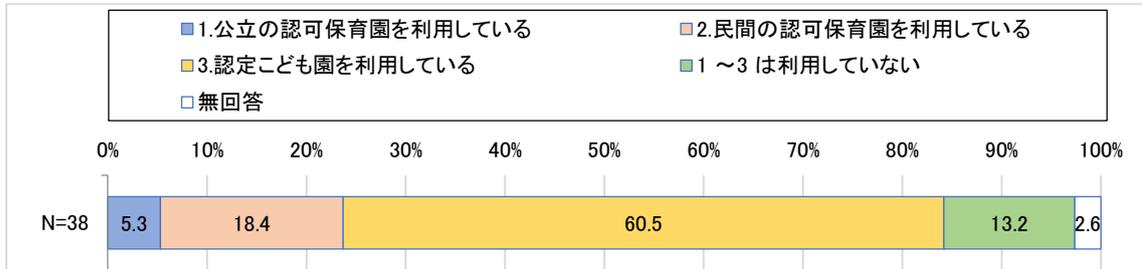
小学校に入学した後の児童の放課後(平日の小学校終了後)の過ごし方は、「自宅」と「放課後子ども教室」(ともに77.8%)の割合が最も高く、以下、「祖父母宅、友人・知人宅」と「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(ともに44.4%)、「放課後児童クラブ」(33.3%)の順となっています。



Ⅱ 下仁田町の子育て支援施策のための項目

Ⅱ-1 「利用中の幼稚園、保育園、認定こども園について」

幼稚園、認可保育園、認定こども園の利用状況は、「3.認定こども園を利用している」（60.5%）の割合が最も高く、以下、「2.民間の認可保育園を利用している」（18.4%）、「利用していない」（13.2%）の順となっています。



利用中の施設において、すべての項目で「満足」の割合が最も高くなっています。

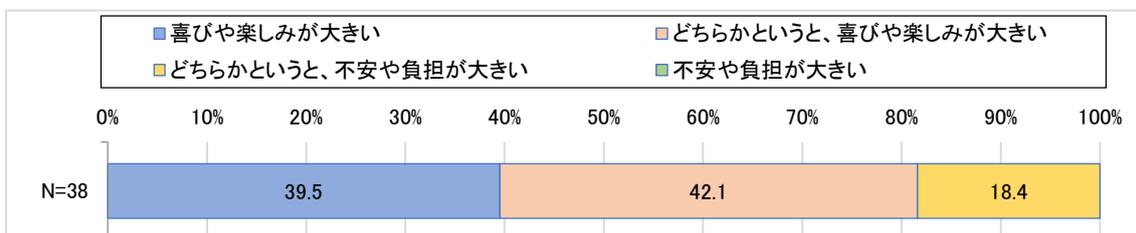
N = 32

(%)	満足	ほぼ満足	ふつう	やや不満	不満	満足度
ア 全体的な評価	46.9	37.5	15.6	0.0	0.0	6.57
イ 職員の対応	50.0	31.3	18.8	0.0	0.0	6.57
ウ 教育・保育の内容	50.0	31.3	18.8	0.0	0.0	6.57
エ 玩具・絵本	50.0	31.3	18.8	0.0	0.0	6.57
オ 園内の安全対策	46.9	34.4	15.6	3.1	0.0	6.26
カ 施設・設備	50.0	28.1	21.9	0.0	0.0	6.41

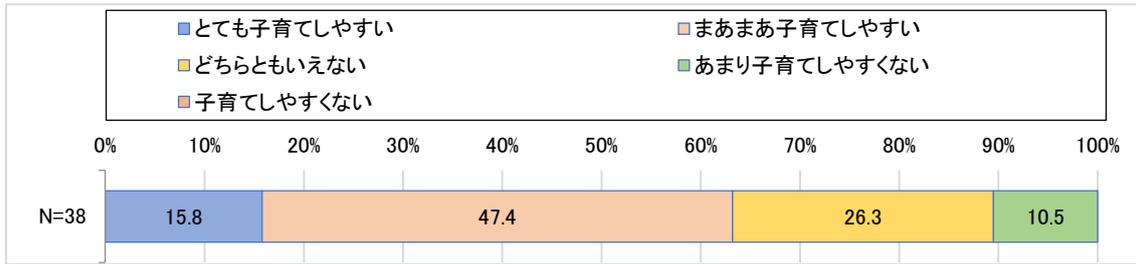
●満足度：「満足」を+10ポイント、「ほぼ満足」を+5ポイント、「ふつう」を0ポイント、「やや不満」を-5ポイント、「不満」を-10ポイントとして、回答数の加重平均値を、評価値としました。

Ⅱ-2 「子育てや地域の環境について」

子育てについては、「どちらかというと、喜びや楽しみが大きい」（42.1%）の割合が最も高く、以下、「喜びや楽しみが大きい」（39.5%）、「どちらかというと、不安や負担が大きい」（18.4%）の順となっています。



居住地での子育てのしやすさについては、「まあまあ子育てしやすい」（47.4%）の割合が最も高く、以下、「どちらともいえない」（26.3%）、「とても子育てしやすい」（15.8%）の順となっています。



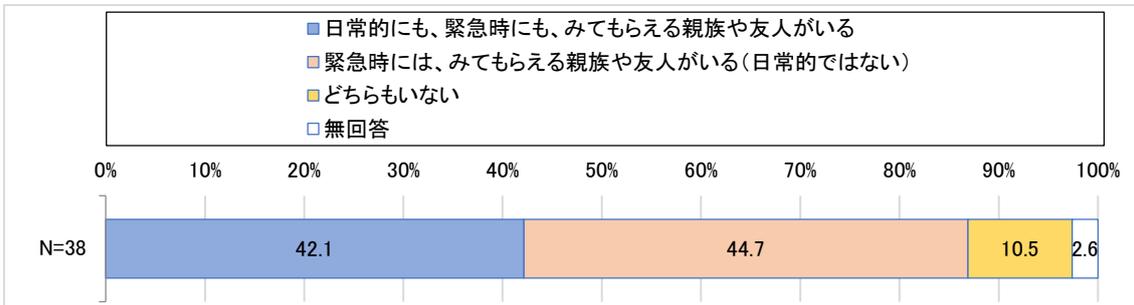
子育てに関する悩みや気にかかることをみると、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」や「自分の時間が十分にもてない」に対する不満が、他の項目と比較して若干高くなっています。

N = 38

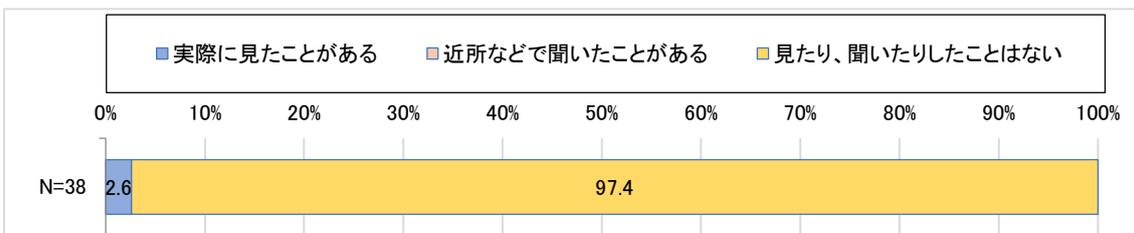
(%)	大いに思う	やや思う	どちらともいえない	あまり思わない	思わない	不満度
ア 子どもの病気や発育・発達 のことで心配がある	10.5	26.3	7.9	28.9	26.3	-1.71
イ 子どもの食事や栄養のこ とで心配がある	5.3	26.3	10.5	36.8	21.1	-2.11
ウ 子どもの勉強や進学のこと で心配がある	10.5	36.8	10.5	18.4	23.7	-0.40
エ 子どもの友だちとの関係で 心配がある	5.3	28.9	10.5	23.7	31.6	-2.37
オ 子どもと接する時間を 十分にもてない	5.3	23.7	18.4	26.3	26.3	-2.23
カ 育児やしつけの方法がよく わからない	0.0	21.1	23.7	26.3	28.9	-3.15
キ 子どもとの接し方に自信が 持てない	0.0	18.4	26.3	23.7	31.6	-3.43
ク 配偶者の協力が少ない	5.3	2.6	23.7	15.8	44.7	-4.60
ケ 子育てにかかる経済的な 負担が大きい	21.1	26.3	26.3	10.5	15.8	1.32
コ 自分の時間が十分に もてない	10.5	44.7	18.4	15.8	10.5	1.45
サ 子育ての仲間がいない	2.6	21.1	21.1	31.6	23.7	-2.64
シ 子どもの親同士の交流が 少ない	5.3	34.2	21.1	21.1	18.4	-0.66
ス 仕事が十分にできない	5.3	7.9	34.2	28.9	23.7	-2.89

●不満度：「大いに思う」を+10ポイント、「やや思う」を+5ポイント、「どちらともいえない」を0ポイント、「あまり思わない」を-5ポイント、「思わない」を-10ポイントとして、回答数の加重平均値を、評価値としました。

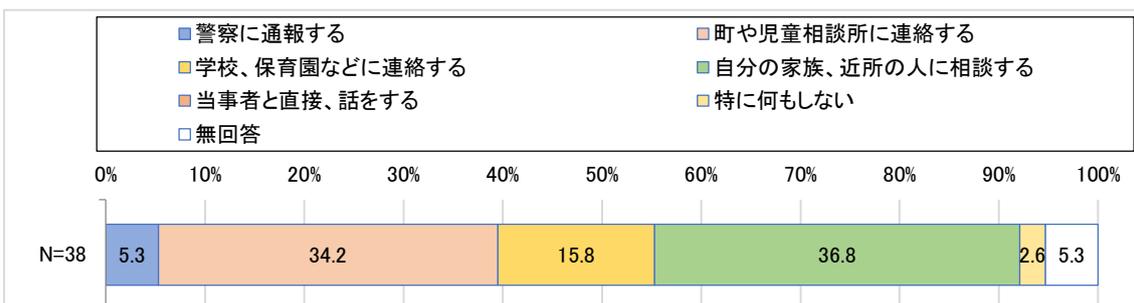
子どもをみてもらえる親族や友人の有無については、「緊急時には、みてもらえる親族や友人がいる（日常的ではない）」（44.7%）の割合が最も高く、以下、「日常的にも、緊急時にも、みてもらえる親族や友人がいる」（42.1%）、「どちらもいない」（10.5%）の順となっています。



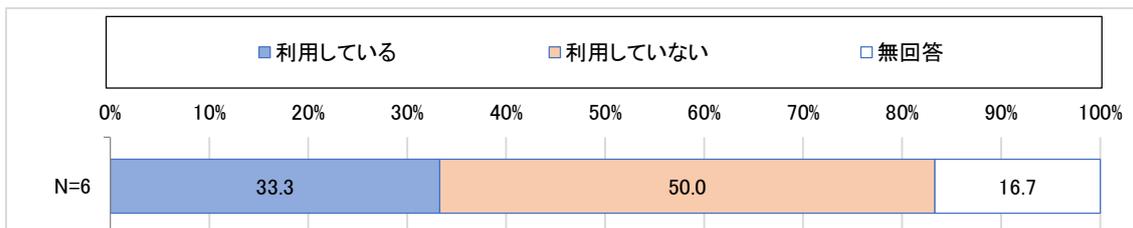
身近な場所で虐待と思われることについては、「見たり、聞いたりしたことはない」の割合が97.4%と突出していますが、「実際に見たことがある」と答えた人が2.6%います。



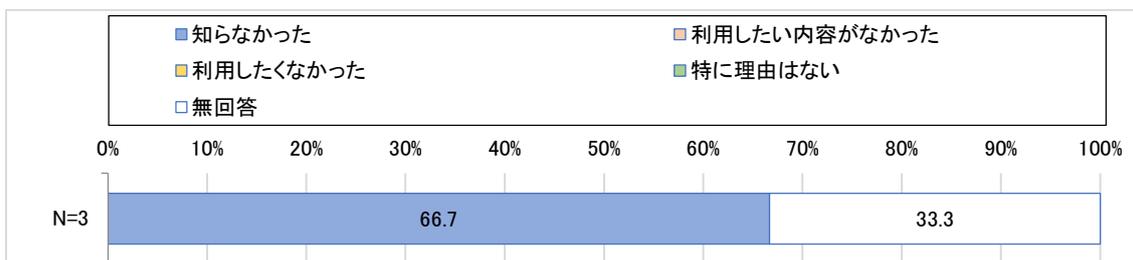
身近な場所で虐待を発見した場合の行動については、「自分の家族、近所の人に相談する」（36.8%）の割合が最も高く、以下、「町や児童相談所に連絡する」（34.2%）、「学校、保育園などに連絡する」（15.8%）の順となっています。



ひとり親対象の支援事業の利用については、「利用している」の割合が 33.3%、「利用していない」が 50.0%となっています。

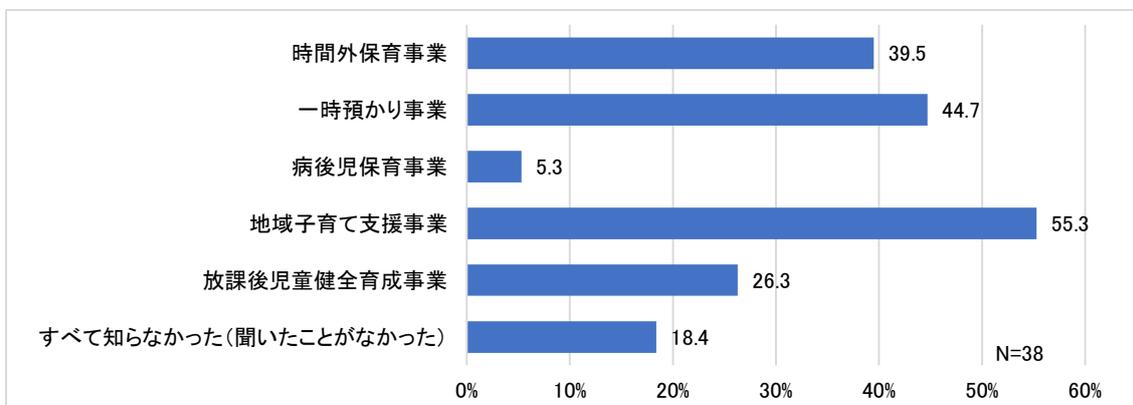


「利用していない」理由については、「知らなかった」(66.7%)の割合が高くなっています。

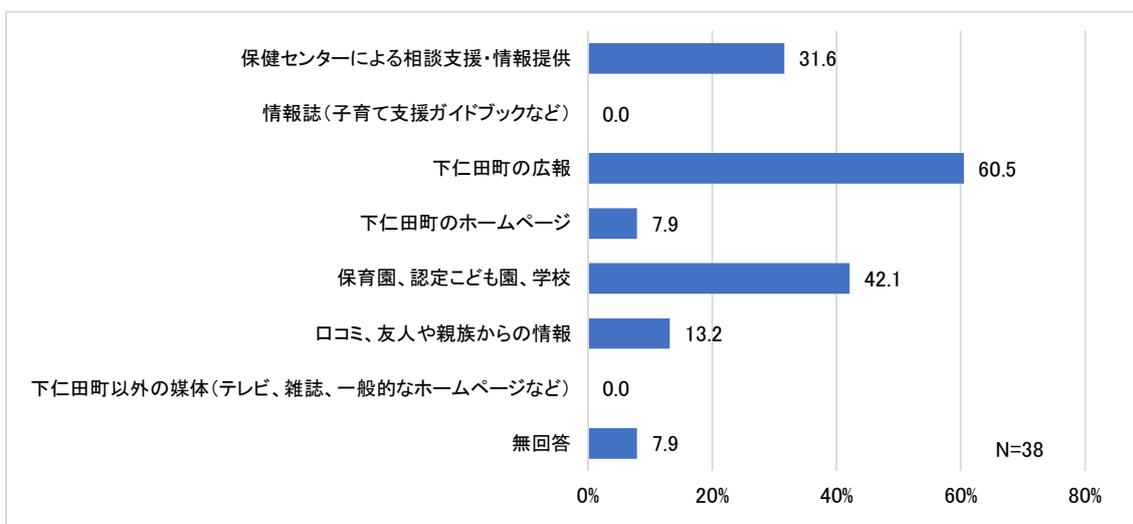


Ⅱ-3 「子育てに関する情報について」

下仁田町で実施している次の事業のうち、内容を知っていた事業は、「地域子育て支援事業」（55.3%）の割合が最も高く、以下、「一時預かり事業」（44.7%）、「時間外保育事業」（39.5%）の順となっています。

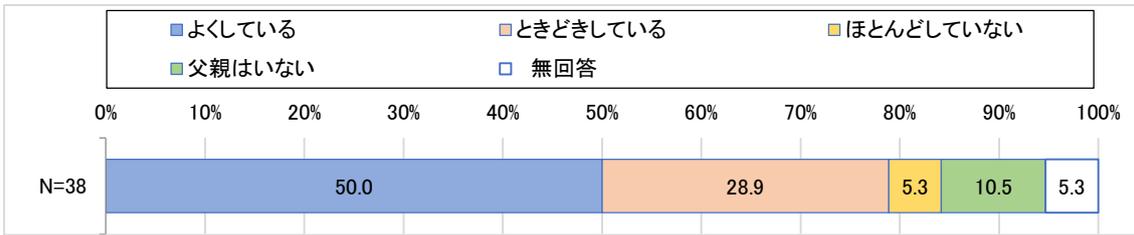


下仁田町の子育て支援に関する情報の入手先は、「下仁田町の広報」（60.5%）の割合が最も高く、以下、「保育園、認定こども園、学校」（42.1%）、「保健センターによる相談支援・情報提供」（31.6%）の順となっています。

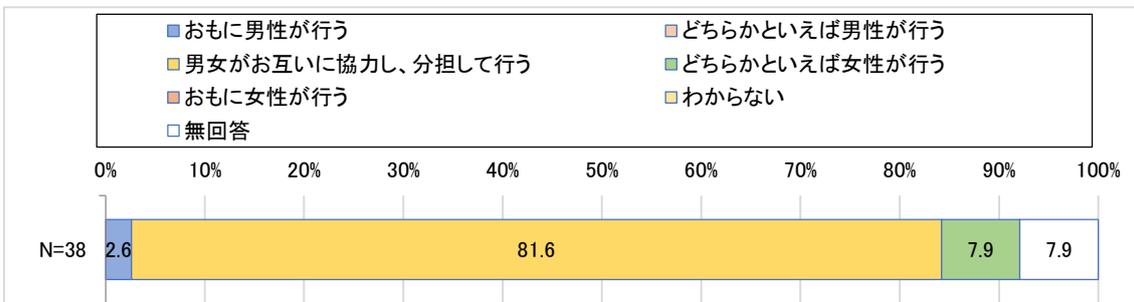


Ⅱ-4 「家庭や職場の子育て環境について」

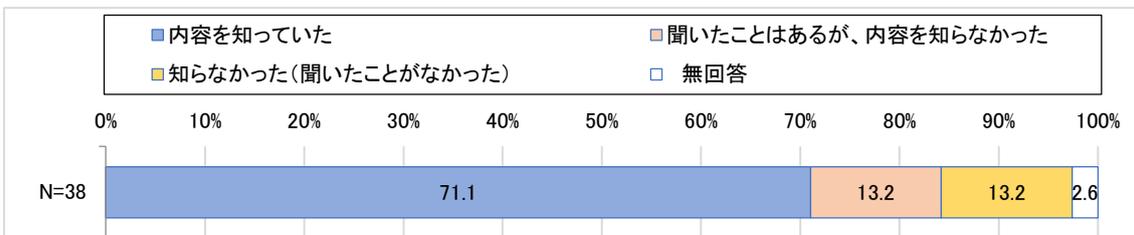
父親の育児参加については、「よくしている」(50.0%)の割合が最も高く、以下、「ときどきしている」(28.9%)、「父親はいない」(10.5%)の順となっています。



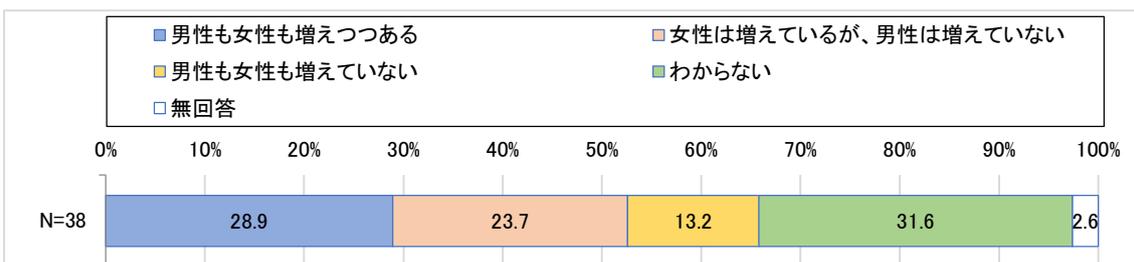
家庭での家事分担は、「男女がお互いに協力し、分担して行う」(81.6%)の割合が突出して高く、以下、「どちらかといえば女性が行う」(7.9%)、「おもに男性が行う」(2.6%)の順となっています。



育児休業制度は、「内容を知っていた」(71.1%)の割合が突出して高く、以下、「聞いたことはあるが、内容を知らなかった」と「知らなかった(聞いたことがなかった)」(ともに13.2%)の順となっています。

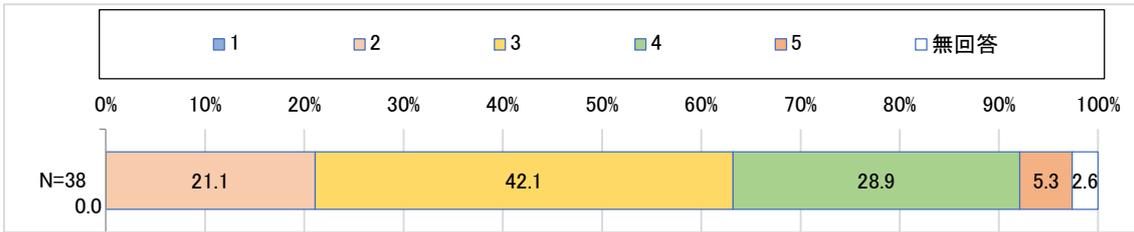


家族、友人、知人における育児休業の取得は、「わからない」(31.6%)の割合が最も高く、以下、「男性も女性も増えつつある」(28.9%)、「女性が増えているが、男性は増えていない」(23.7%)、「男性も女性も増えていない」(13.2%)の順となっています。

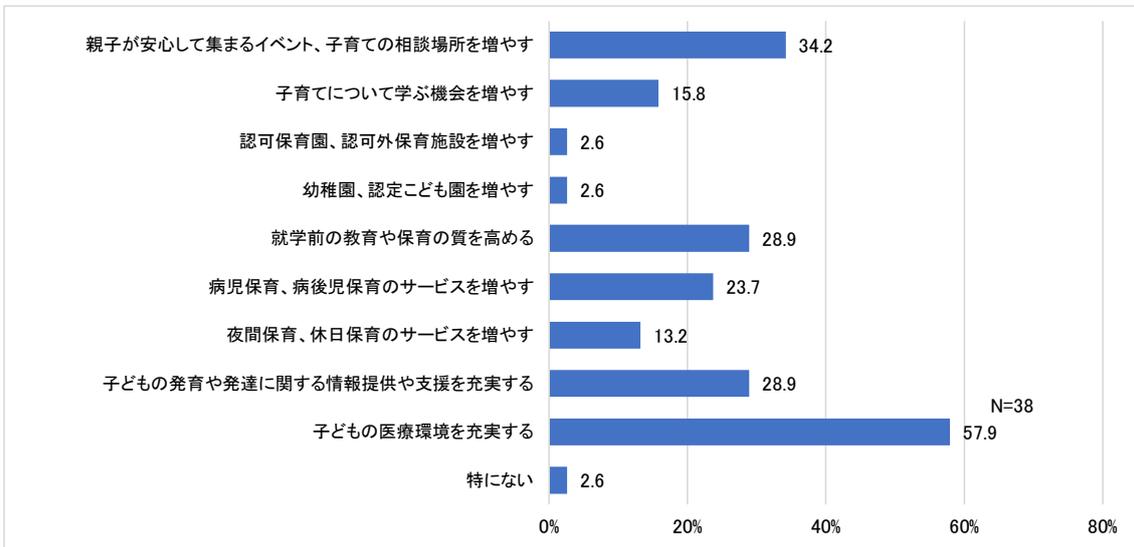


Ⅱ-5 「下仁田町の子育て支援について」

地域における子育ての環境や支援への満足度については、「3」（42.1%）の割合が最も高く、以下、「4」（28.9%）、「2」（21.1%）の順となっています。



下仁田町の子育て支援について特に期待することは、「子どもの医療環境を充実する」（57.9%）の割合が最も高く、以下、「親子が安心して集まるイベント、子育ての相談場所を増やす」（34.2%）、「就学前の教育や保育の質を高める」と「子どもの発育や発達に関する情報提供や支援を充実する」（ともに28.9%）の順となっています。

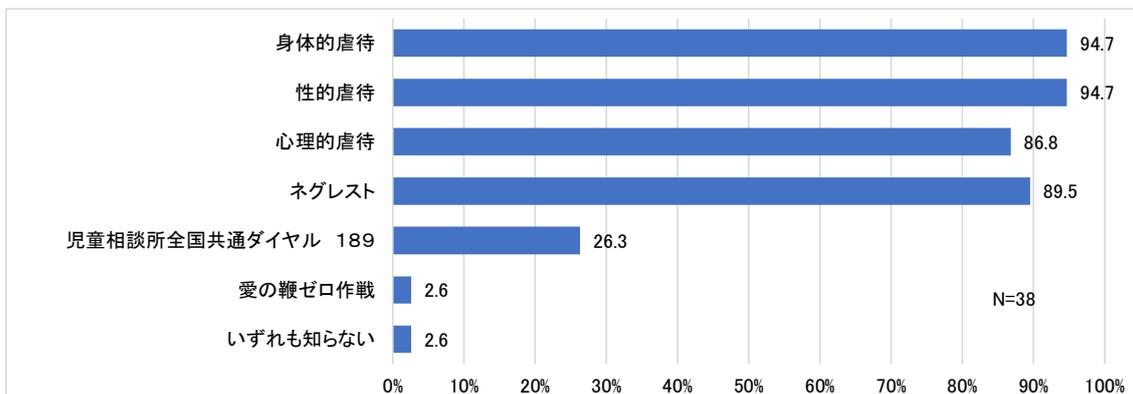


Ⅲ 子育て環境についての項目

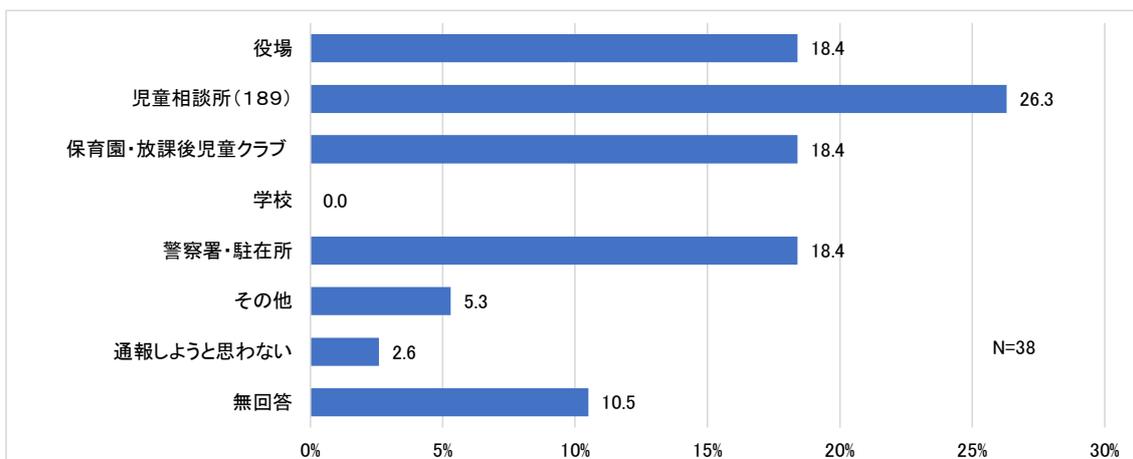
Ⅲ-1 「児童虐待について」

児童虐待の認知については、「身体的虐待」と「性的虐待」（ともに 94.7%）の割合が最も高く、以下、「ネグレスト」（89.5%）、「心理的虐待」（86.8%）の順となっています。

「愛の鞭ゼロ作戦」（2.6%）の割合は低く、認知度は低いです。

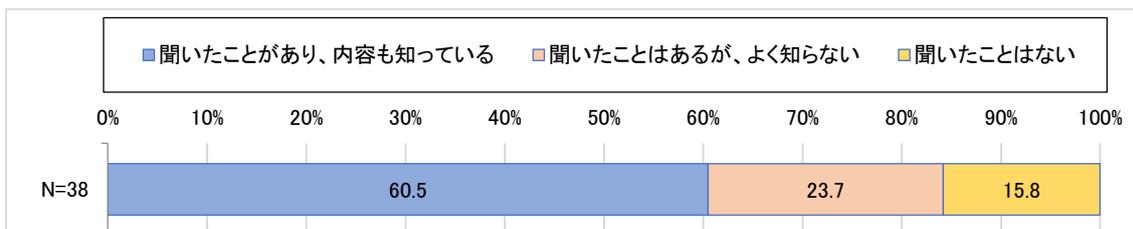


児童虐待を見聞きした場合の通報先については、「児童相談所（189）」（26.3%）の割合が最も高く、以下、「役場」、「保育園・放課後児童クラブ」、「警察署・駐在所」（すべて 18.4%）の順となっています。



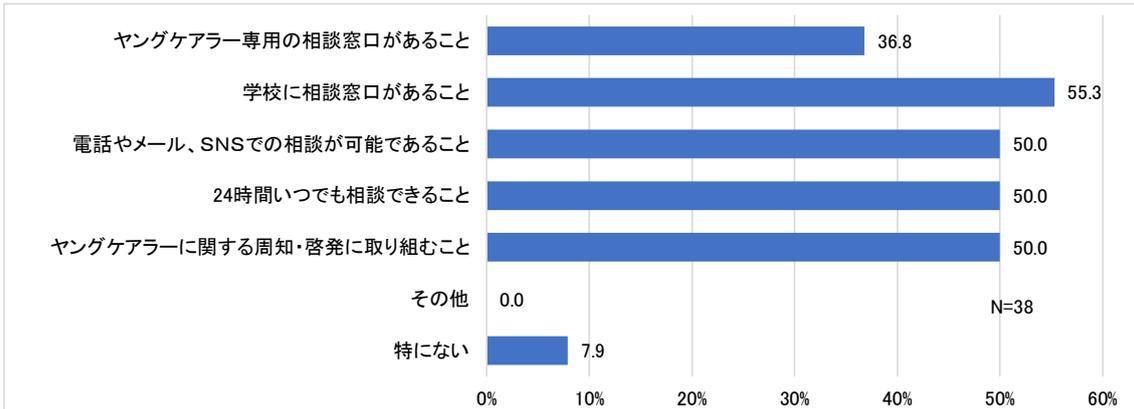
Ⅲ-2 「ヤングケアラー関係について」

ヤングケアラーの認知度をみると、「聞いたことがあり、内容も知っている」（60.5%）の割合が最も高く、以下、「聞いたことはあるが、よく知らない」（23.7%）、「聞いたことはない」（15.8%）の順となっています。



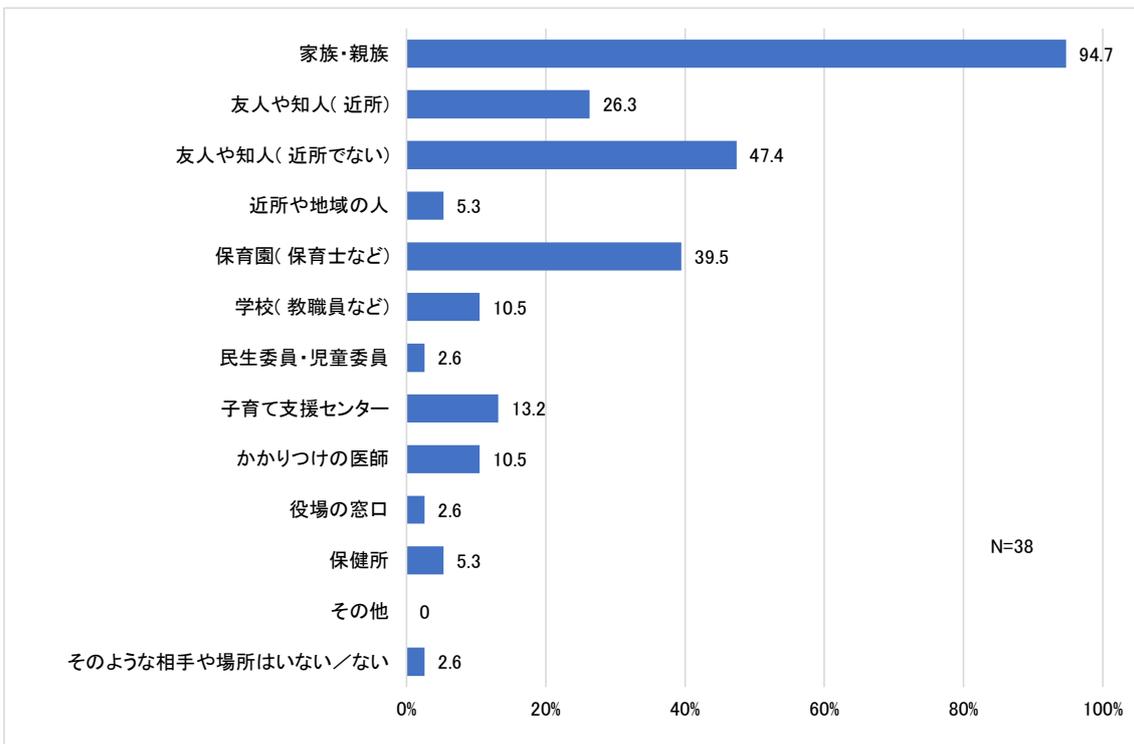
家族や親族などにヤングケアラーと思われる子どもはいるかについては、「いない・わからない」の割合が100%となっています。

ヤングケアラーに関して相談しやすい環境づくりとして必要なことをみると、「学校に相談窓口があること」(55.3%)の割合が最も高く、以下、「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」、「24時間いつでも相談できること」、「ヤングケアラーに関する周知・啓発に取り組むこと」(すべて50.0%)の順となっています。



Ⅲ-3 「子どもの育ちを巡る環境について」

子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手(場所)については、「家族・親族」(94.7%)の割合が最も高く、以下、「友人や知人(近所でない)」(47.4%)、「保育園(保育士など)」(39.5%)、「友人や知人(近所)」(26.3%)の順となっています。



町の子育て環境についての満足度は、「1.保育園などに入所しやすい」や「2.自然豊かである」が高いのと、「7. 子育て世帯向けの住宅が多い」や「12. 公園やスポーツ施設が充実している」が低いのが目立ちます。

N = 38

(%)	とても そう思う	そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	わからない	満足度
1. 保育園などに入所しやすい	52.6	42.1	0.0	2.6	2.6	6.98
2. 保育園以外にも子育て支援が充実している	7.9	28.9	36.8	13.2	13.2	0.26
3. 子育て世帯への経済支援が充実している	21.1	39.5	26.3	7.9	5.3	3.16
4. 学校の教育水準が高い	5.3	15.8	21.1	15.8	42.1	-3.68
5. 学校環境が安心できる	7.9	39.5	18.4	0.0	34.2	-0.66
6. きれいで住みやすい住宅が多い	2.6	15.8	42.1	5.3	34.2	-2.64
7. 子育て世帯向けの住宅が多い	0.0	2.6	31.6	26.3	39.5	-5.14
8. バスやデマンドタクシー等の交通の便がよい	2.6	18.4	31.6	28.9	18.4	-2.11
9. 医療が充実している	0.0	5.3	36.8	50.0	7.9	-3.03
10. 発育・発達の悩みを相談できる場がある	2.6	39.5	28.9	10.5	18.4	-0.13
11. 子育ての悩みを気軽に相談できる場がある	2.6	36.8	36.8	7.9	13.2	0.39
12. 公園やスポーツ施設が充実している	0.0	2.6	21.1	68.4	7.9	-4.08
13. 治安がよい	13.2	63.2	15.8	2.6	5.3	3.82
14. 地域のつながりが強い	15.8	47.4	18.4	5.3	13.2	2.37
15. 自然豊かである	71.1	26.3	2.6	0.0	0.0	8.43

●満足度：「満足」を+10ポイント、「ほぼ満足」を+5ポイント、「ふつう」を0ポイント、「やや不満」を-5ポイント、「不満」を-10ポイントとして、回答数の加重平均値を、評価値としました。

(4) 調査結果の概要 <小学生のいる世帯の保護者>

1 「保護者の就労状況」

母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(49.1%)の割合が最も高く、以下、「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(43.6%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(7.3%)の順となっています。

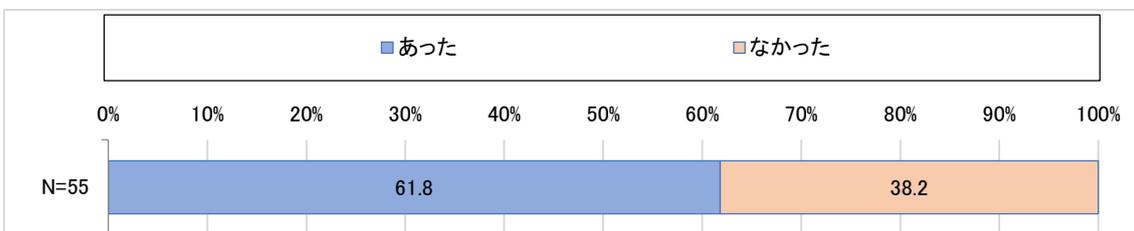
父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が81.8%を占めています。

N = 55

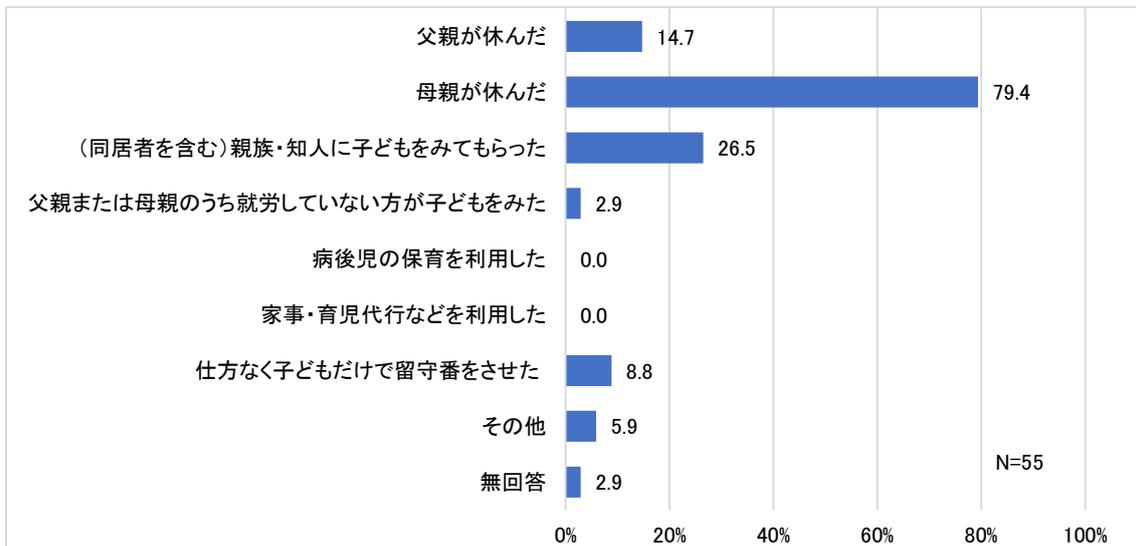
(%)	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイトなどで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
母親	49.1	0.0	43.6	0.0	7.3	0.0	0.0
父親	81.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2

2 「病気やケガの時の対応、不定期な一時預かりについて」

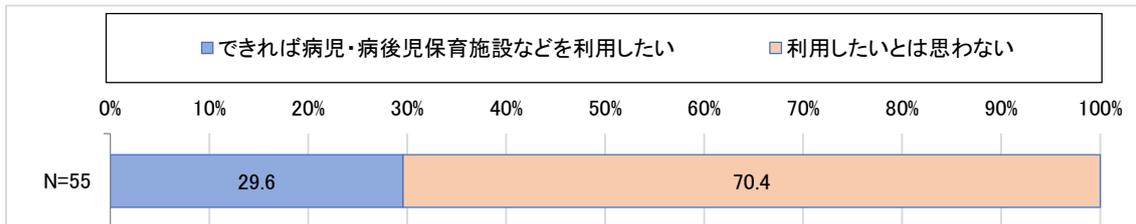
この1年間で子どもが病気やケガで学校を休んだり、児童館を利用できなかった経験について、「あった」が61.8%、「なかった」が38.2%の割合となっています。



経験がある方の対処方法は、「母親が休んだ」(79.4%)の割合が最も高く、以下、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(26.5%)「父親が休んだ」(14.7%)、の順となっています。

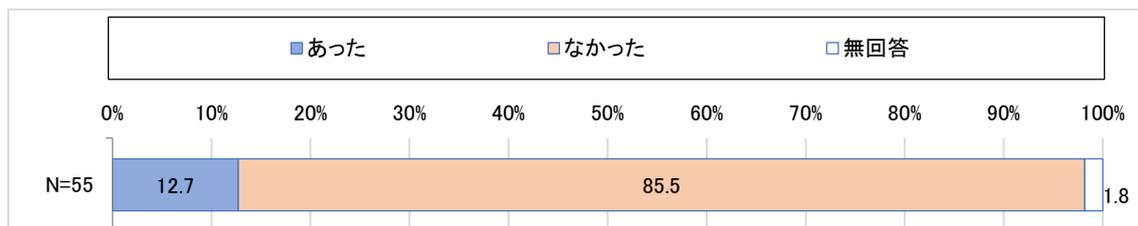


経験がある父親又は母親の中で病児・病後児保育施設などの利用希望は、「利用したいとは思わない」の割合が70.4%と高く、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」は29.6%となっています。



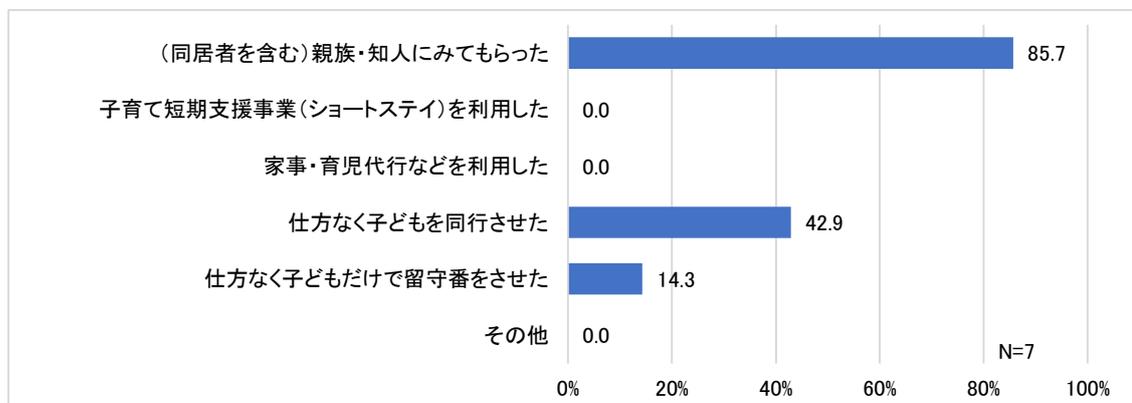
① 利用の有無

この1年間に保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらった経験については、「なかった」が割合が85.5%と高く、「あった」は12.7%となっています。



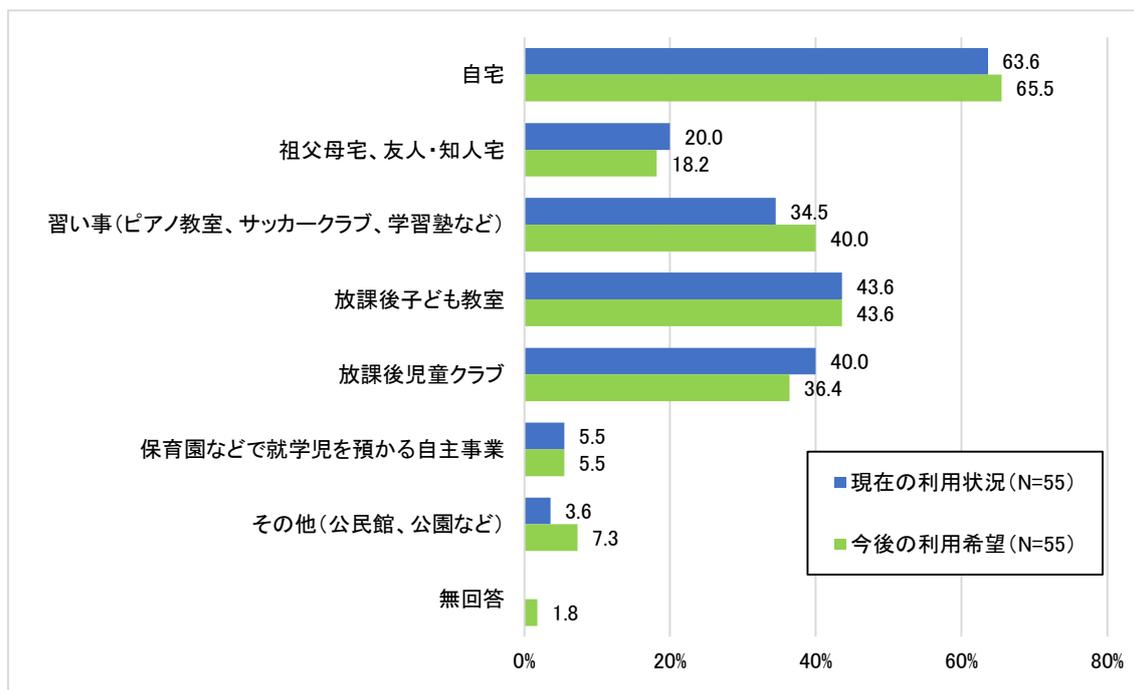
② 対処方法

経験がある方の対処方法は、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」（85.7%）の割合が最も高く、以下、「仕方なく子どもを同行させた」（42.9%）、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」（14.3%）の順となっています。



3 「放課後の過ごし方について」

子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」（63.6）の割合が最も高く、以下、「放課後子ども教室」（43.6%）、「放課後児童クラブ」（40.0%）の順となっています。今後の利用希望をみても、ほぼ同様な傾向を示しています。



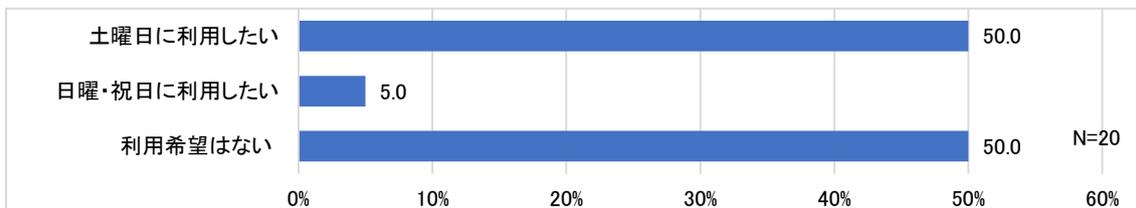
放課後児童クラブについての満足度は、「利用料」の満足度が、他の項目と比較して若干低くなっています。

N = 22

(%)	満足	ほぼ満足	ふつう	やや不満	不満	満足度
ア 施設、設備	27.3	22.7	40.9	0.0	0.0	9.1
イ 開室・閉室時間	40.9	13.6	36.4	0.0	0.0	9.1
ウ 職員の人数	36.4	13.6	27.3	9.1	0.0	13.6
エ 職員の子どもへの接し方	27.3	22.7	22.7	13.6	0.0	13.6
オ 安全・衛生対策	31.8	13.6	36.4	4.5	0.0	13.6
カ 子どもの病気やケガへの対応	18.2	31.8	31.8	4.5	0.0	13.6
キ 保護者の要望・意見への対応	27.3	22.7	31.8	4.5	0.0	13.6
ク 利用料	22.7	13.6	36.4	13.6	4.5	9.1

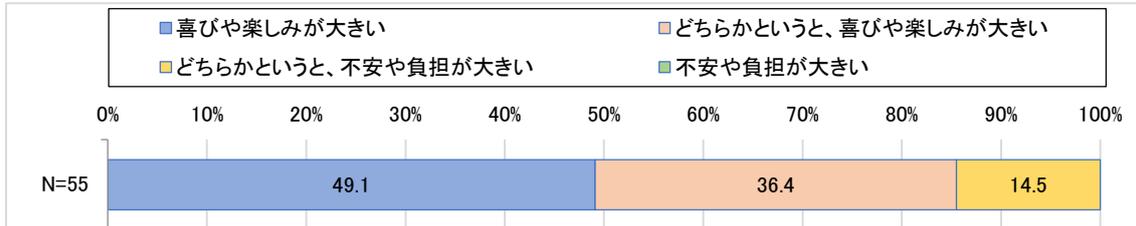
●満足度：「満足」を+10ポイント、「ほぼ満足」を+5ポイント、「ふつう」を0ポイント、「やや不満」を-5ポイント、「不満」を-10ポイントとして、回答数の加重平均値を、評価値としました。

土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望は、「土曜日に利用したい」と「利用希望はない」の割合がともに50.0%を占め、「日曜・祝日に利用したい」は5.0%と少なくなっています。

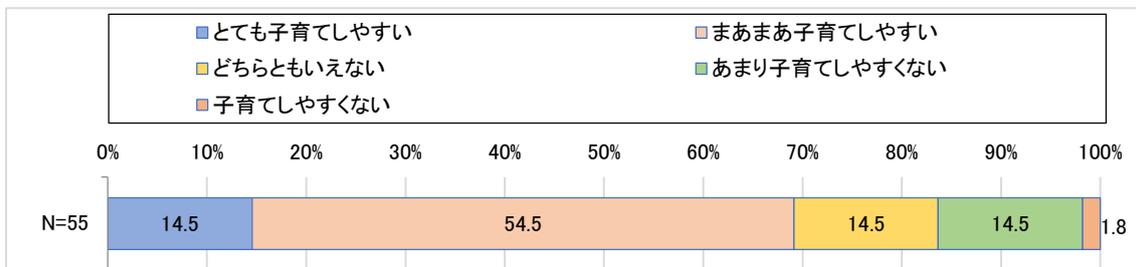


4 「子育てや地域の環境について」

子育ての感じ方については、「喜びや楽しみが大きい」（49.1％）の割合が最も高く、以下、「どちらかというと、喜びや楽しみが大きい」（36.4％）、「ちらかというと、不安や負担が大きい」（14.5％）の順となっています。



居住地での子育てのしやすさについては、「まあまあ子育てしやすい」（54.5％）の割合が最も高く、以下、「とても子育てしやすい」「どちらともいえない」「あまり子育てしやすすくない」（すべて14.5％）の順となっています。



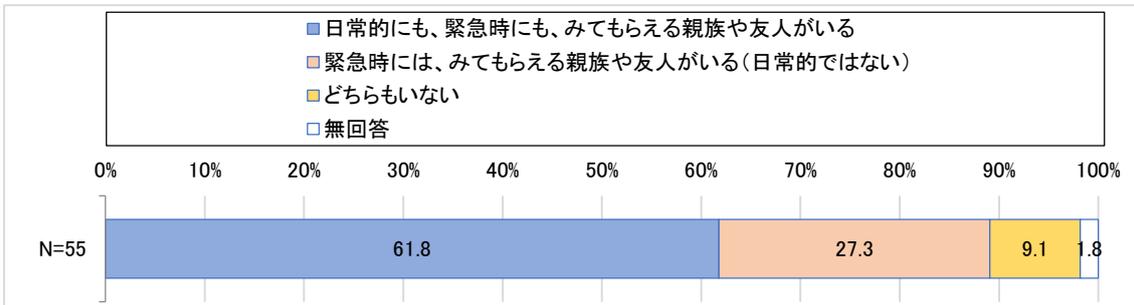
子育てに関する悩みや気にかかることについては、「ウ 子どもの勉強や進学
 のことで心配がある」、「エ 子どもの友だちとの関係で心配がある」、「ケ 子育
 てにかかる経済的な負担が大きい」「コ 自分の時間が十分にもてない」に対する
 不満が、他の項目と比較して若干高くなっています。

N=38

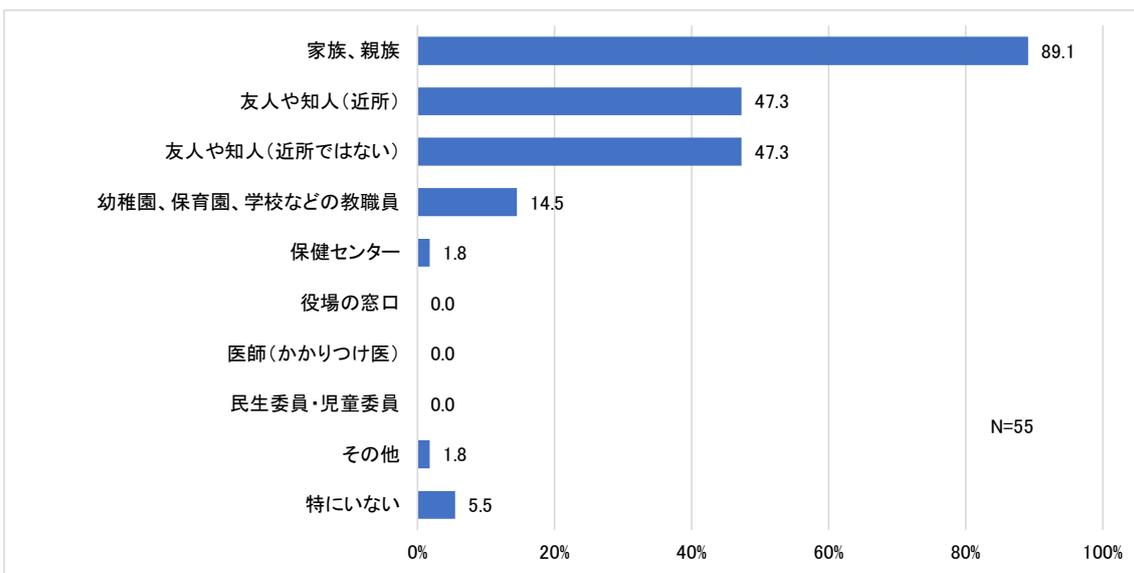
(%)	大いに思う	やや思う	どちらとも いえない	あまり 思わない	思わない	不満度
ア 子どもの病気や発育・発達 のことで心配がある	9.1	20.0	20.0	18.2	32.7	-2.27
イ 子どもの食事や栄養のこ とで心配がある	7.3	23.6	20.0	12.7	36.4	-2.37
ウ 子どもの勉強や進学のこと で心配がある	25.5	32.7	16.4	12.7	12.7	2.28
エ 子どもの友だちとの関係で 心配がある	12.7	40.0	14.5	16.4	16.4	0.81
オ 子どもと接する時間を 十分にもてない	1.8	29.1	25.5	23.6	20.0	-1.55
カ 育児やしつけの方法がよく わからない	3.6	16.4	36.4	20.0	23.6	-2.18
キ 子どもとの接し方に自信が 持てない	3.6	16.4	20.0	36.4	23.6	-3.00
ク 配偶者の協力が少ない	5.5	10.9	18.2	23.6	41.8	-4.27
ケ 子育てにかかる経済的な 負担が大きい	18.2	41.8	25.5	5.5	9.1	2.73
コ 自分の時間が十分に もてない	7.3	34.5	30.9	14.5	12.7	0.46
サ 子育ての仲間がいない	1.8	5.5	30.9	34.5	27.3	-4.00
シ 子どもの親同士の交流が 少ない	9.1	23.6	30.9	20.0	16.4	-0.55
ス 仕事が十分にできない	1.8	14.5	32.7	38.2	12.7	-2.28

●不満度：「大いに思う」を+10ポイント、「やや思う」を+5ポイント、「どちらともいえない」
 を0ポイント、「あまり思わない」を-5ポイント、「思わない」を-10ポイントとして、
 回答数の加重平均値を、評価値としました。

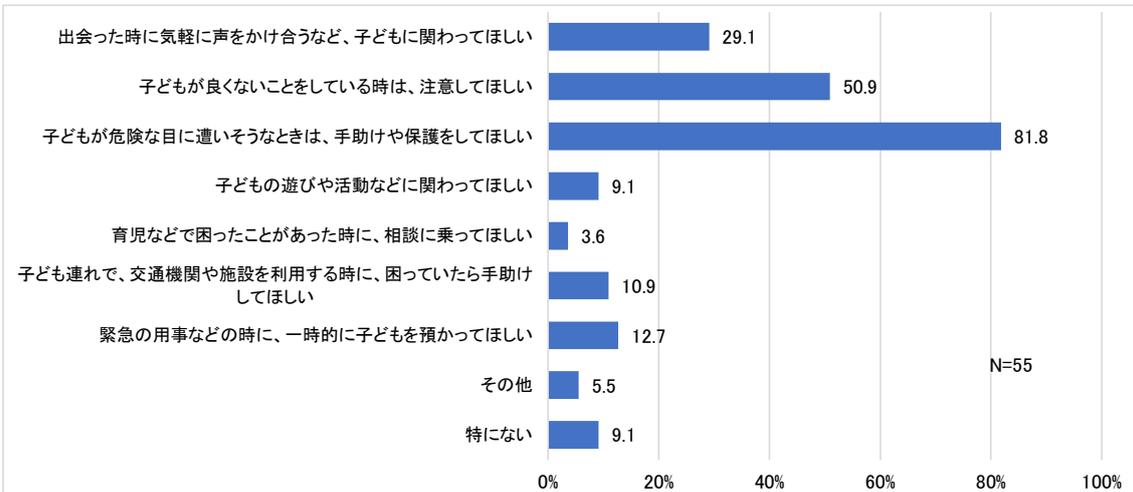
子どもをみてもらえる親族や友人の有無については、「日常的にも、緊急時にも、みてもらえる親族や友人がいる」(61.8%)の割合が最も高く、以下、「緊急時には、みてもらえる親族や友人がいる(日常的ではない)」(27.3%)、「どちらもいない」(9.1%)の順となっています。



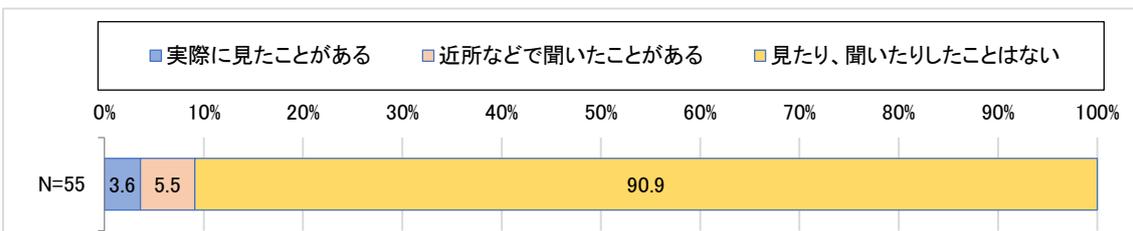
子育てや教育を気軽に相談できる人や場所については、「家族・親族」(89.1%)の割合が最も高く、以下、「友人や知人(近所)」と「友人や知人(近所でない)」(ともに47.3%)、「幼稚園、保育園、学校などの教職員」(14.5%)の順となっています。



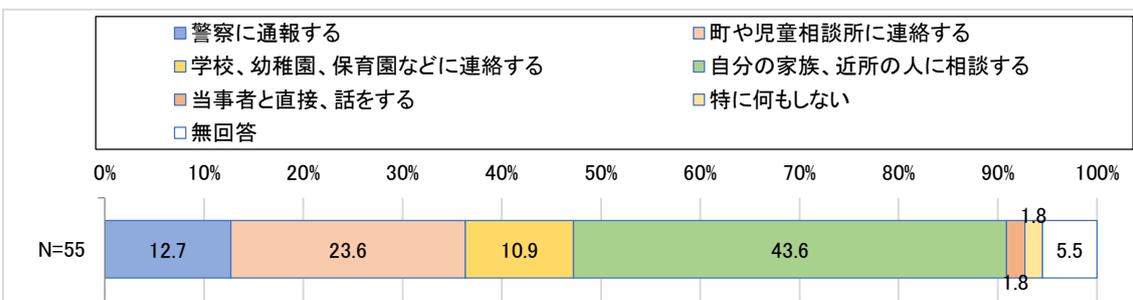
子育てをする上で、近所や地域に望むことは、「子どもが危険な目に遭いそうなときは、手助けや保護をしてほしい」(81.8%)の割合が最も高く、以下、「子どもが良くないことをしている時は、注意してほしい」(50.9%)、「出会った時に気軽に声をかけ合うなど、子どもに関わってほしい」(29.1%)の順となっています。



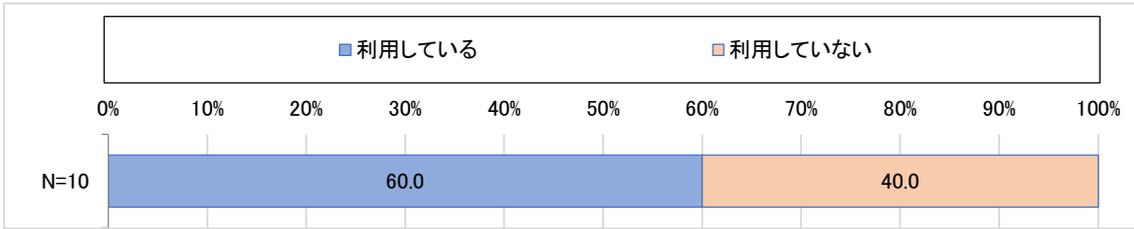
身近な場所で虐待と思われることについては、「見たり、聞いたりしたことはない」の割合が90.9%と突出していますが、「実際に見たことがある」(3.6%)や「近所などで聞いたことがある」(5.5%)と答えた方が僅かにいます。



身近な場所で虐待を発見した場合の行動については、「自分の家族、近所の人に相談する」(43.5%)の割合が最も高く、以下、「町や児童相談所に連絡する」(23.6%)、「警察に通報する」(12.7%)、「学校、幼稚園、保育園などに連絡する」(10.9%)の順となっています。

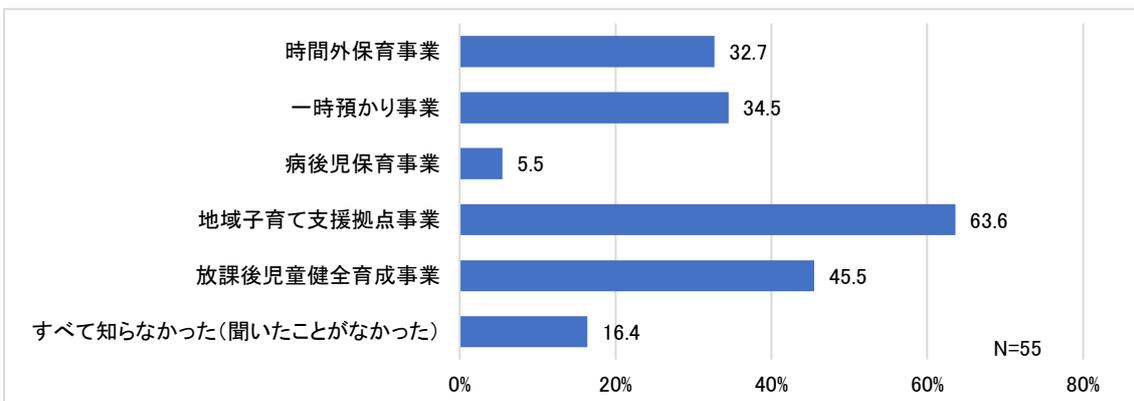


ひとり親対象の支援事業の利用については、「利用している」の割合が60.0%、「利用していない」が40.0%となっています。

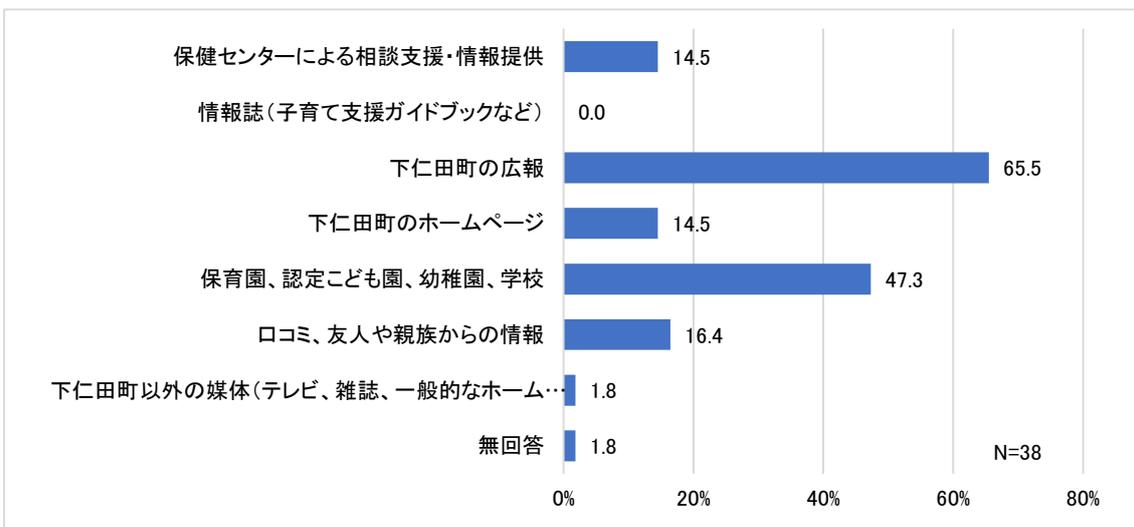


5 「子育て支援に関する情報について」

下仁田町で実施している次の事業のうち、内容を知っていた事業は、「地域子育て支援拠点事業」(63.6%)の割合が最も高く、以下、「放課後児童健全育成事業」(45.5%)、「一時預かり事業」(34.5%)、「時間外保育事業」(32.7%)の順となっています。

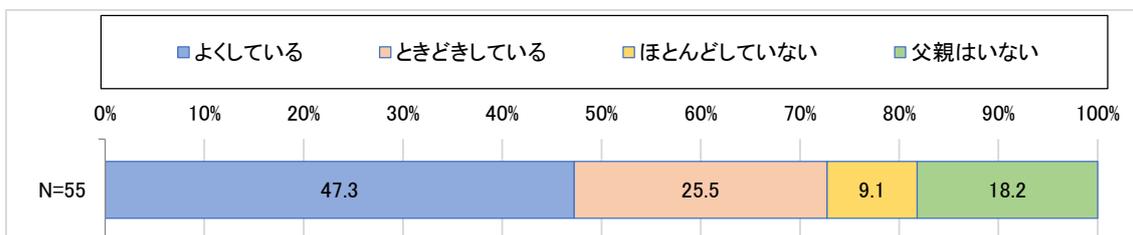


下仁田町の子育て支援に関する情報の入手先は、「下仁田町の広報」(65.5%)の割合が最も高く、以下、「保育園、認定こども園、幼稚園、学校」(47.3%)、「口コミ、友人や親族からの情報」(16.4%)の順となっています。

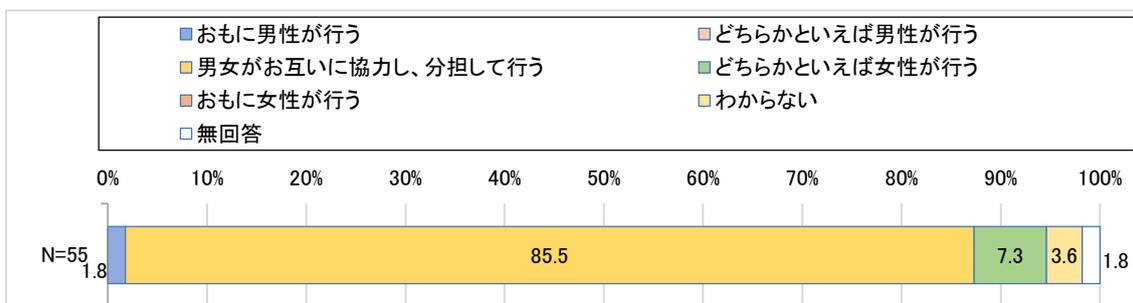


6 「家庭や職場の子育て環境について」

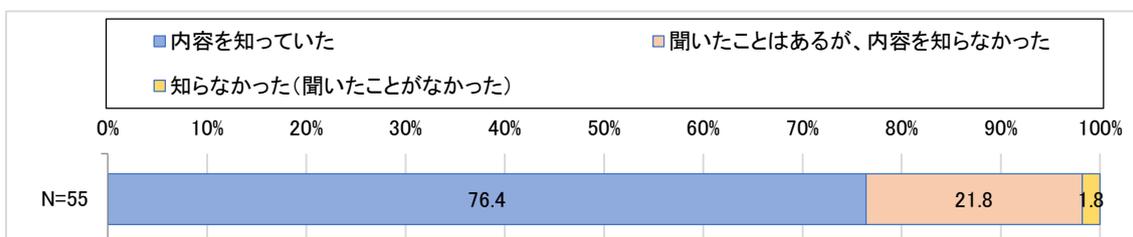
父親の育児参加については、「よくしている」(47.3%)の割合が最も高く、以下、「ときどきしている」(25.5%)、「父親はいない」(18.2%)の順となっています。



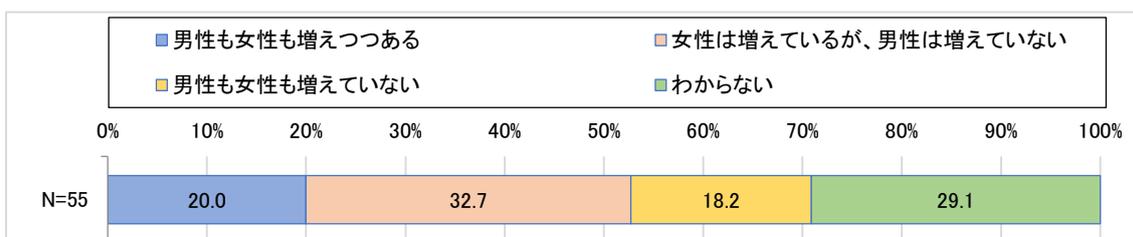
家庭での家事分担は、「男女がお互いに協力し、分担して行う」(85.5%)の割合が突出して高く、以下、「どちらかといえば女性が行う」(7.3%)、「わからない」(3.6%)の順となっています。



育児休業制度については、「内容を知っていた」(76.4%)の割合が突出して高く、以下、「聞いたことはあるが、内容を知らなかった」(21.8%)の順となっています。

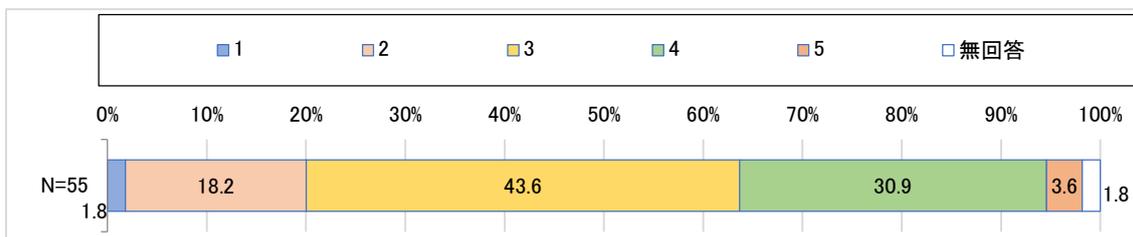


家族、友人、知人などにおける育児休業の取得については、「女性は増えているが、男性は増えていない」(32.7%)の割合が最も高く、以下、「わからない」(29.1%)、「男性も女性も増えつつある」(20.0%)の順となっています。

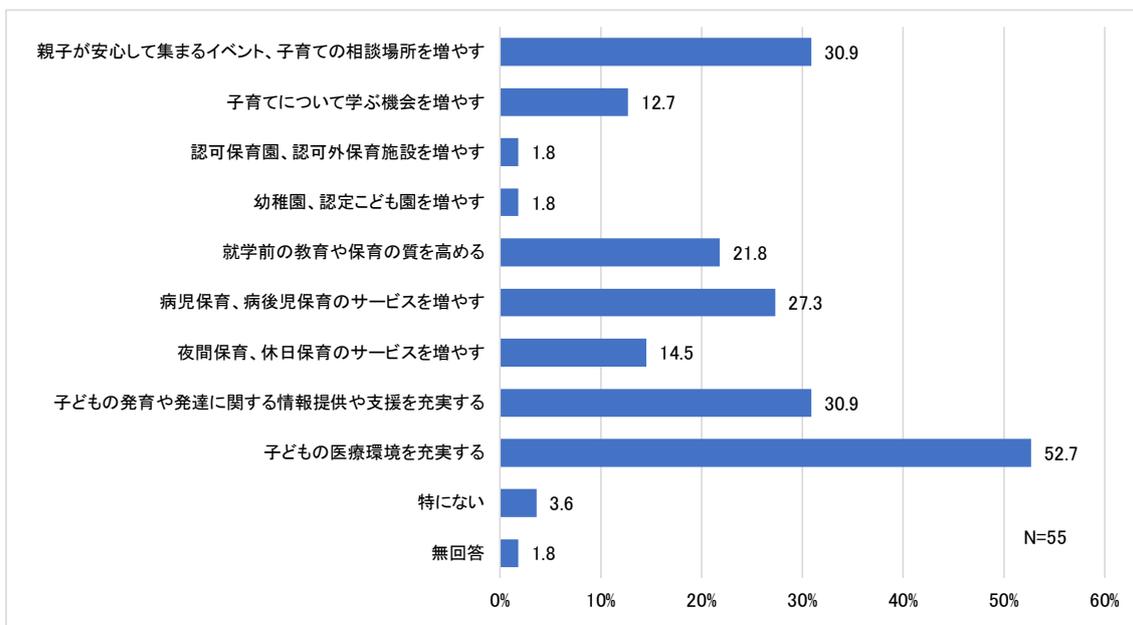


7 「下仁田町の子育て支援について」

地域における子育ての環境や支援への満足度については、「3」（42.1％）の割合が最も高く、以下、「4」（28.9％）、「2」（21.1％）の順となっています。

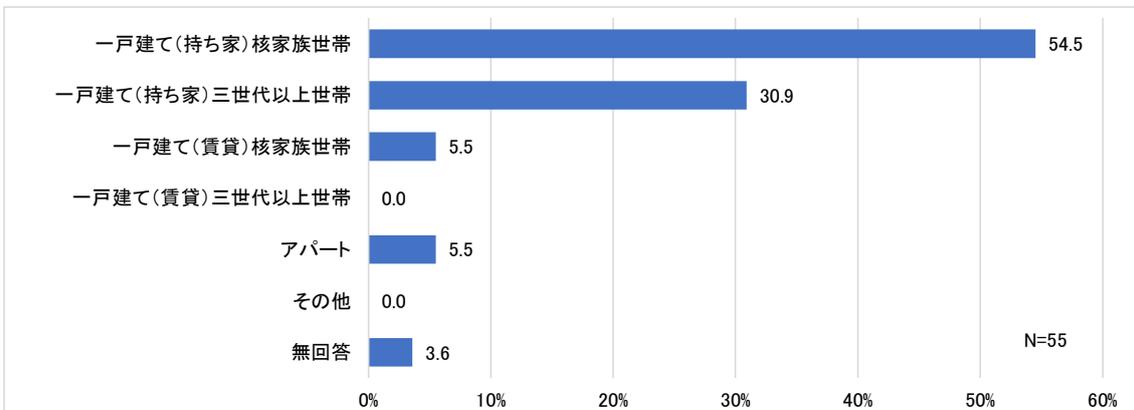


下仁田町の子育て支援について特に期待することは、「子どもの医療環境を充実する」（52.7％）の割合が最も高く、以下、「親子が安心して集まるイベント、子育ての相談場所を増やす」と「子どもの発育や発達に関する情報提供や支援を充実する」（ともに30.9％）、「病児保育、病後児保育のサービスを増やす」（27.3％）の順となっています。



8 「子育てに係る経済状況について」

住居の状況については、「一戸建て（持ち家）核家族世帯」（54.5%）の割合が最も高く、以下、「一戸建て（持ち家）三世代以上世帯」（30.9%）、「一戸建て（賃貸）核家族世帯」と「アパート」（ともに5.5%）の順となっています。



経済的な理由により出来なかった、あるいはあきらめた経験をみると、全ての項目において「全くない」の割合が高くなっています。

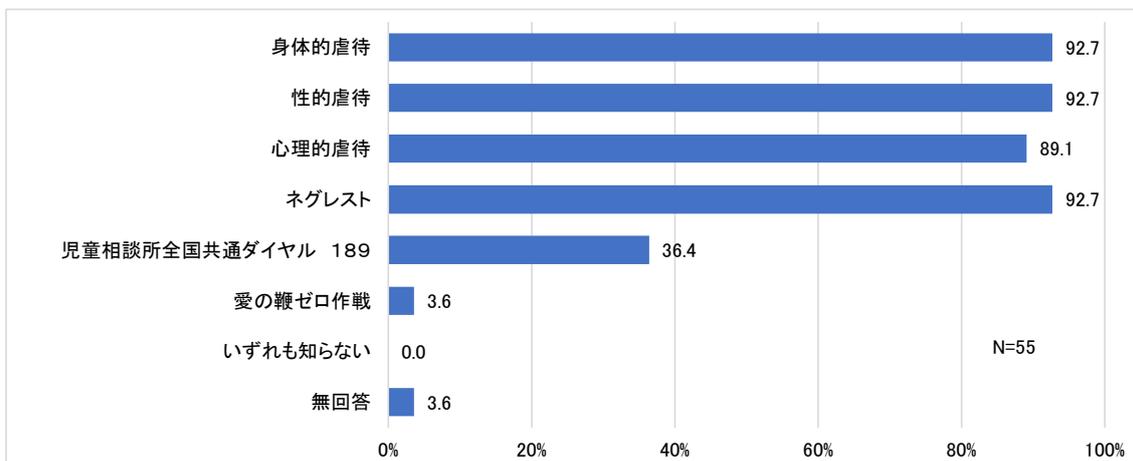
N=55

	全くない	何度かあった	頻繁にあった	無回答
1. 子どもに習い事をさせられなかった	80.0	12.7	5.5	1.8
2. 季節に応じた必要な衣服を買えなかった	87.3	10.9	0.0	1.8
3. 必要な食料を買えなかった	94.5	3.6	0.0	1.8
4. 電気・ガス・水道料金の滞納	96.4	1.8	0.0	1.8
5. 家賃や住宅ローンの滞納	96.4	1.8	0.0	1.8

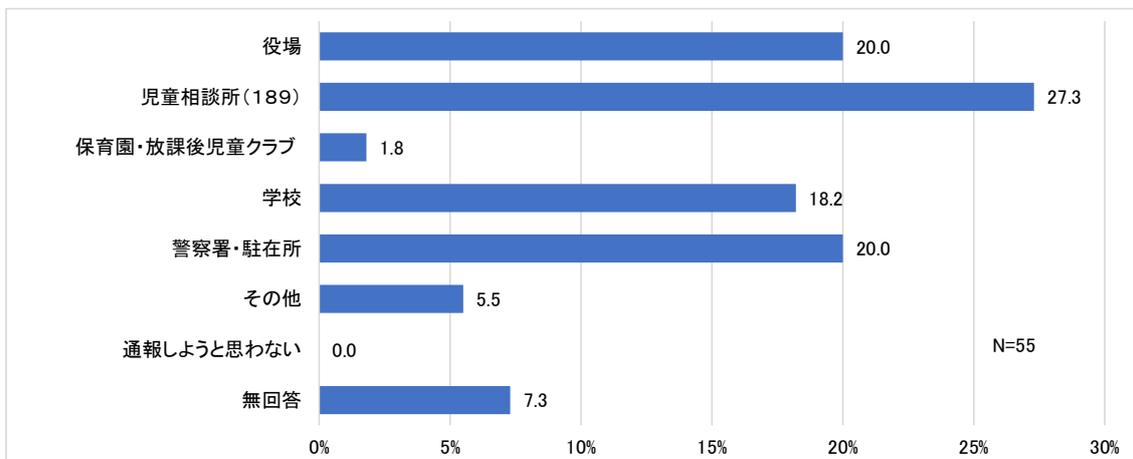
9 「児童虐待について」

児童虐待について知っていることについては、「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレスト」（すべてに 94.7%）の割合が最も高く、以下、「心理的虐待」（89.1%）、「児童相談所全国共通ダイヤル 189」（36.4%）の順となっています。

「愛の鞭ゼロ作戦」（3.6%）の割合は低く、認知度は低いです。



児童虐待を見聞きした場合の通報先については、「児童相談所（189）」（27.3%）の割合が最も高く、以下、「役場」と「警察署・駐在所」（ともに 20.0%）、「学校」（18.2%）の順となっています。

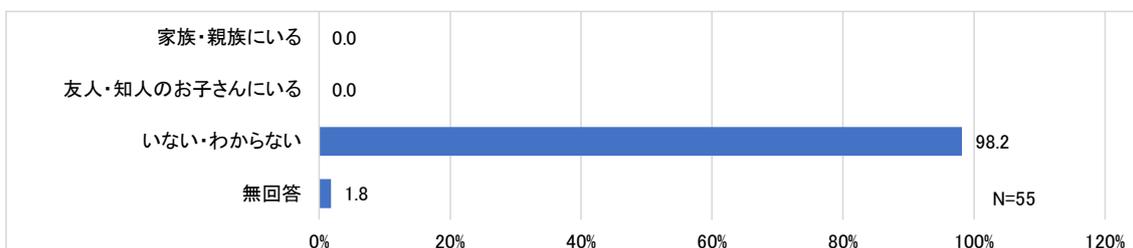


10 「ヤングケアラー関係について」

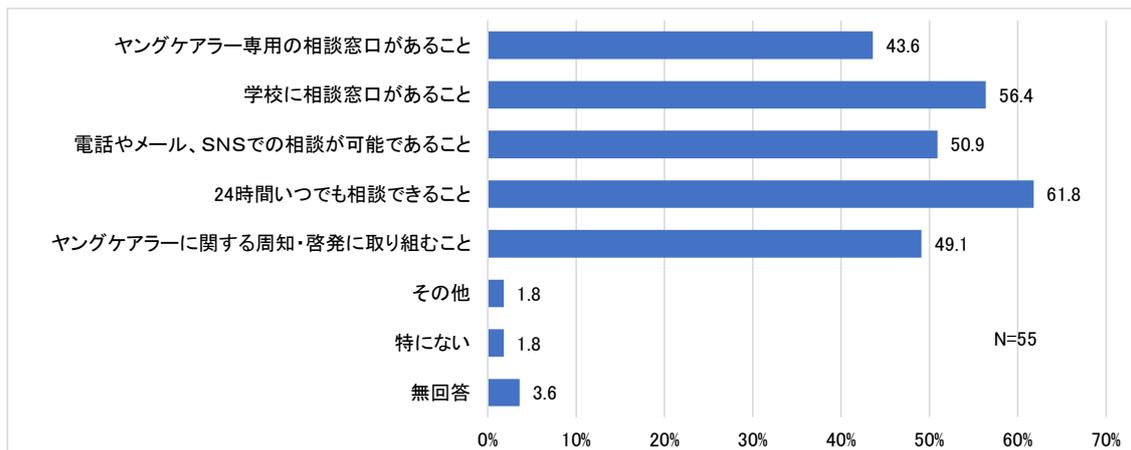
ヤングケアラーの認知度については、「聞いたことがあり、内容も知っている」(65.5%)の割合が最も高く、以下、「聞いたことはあるが、よく知らない」(23.6%)、「聞いたことはない」(9.1%)の順となっています。



家族や親族などにヤングケアラーと思われる子どもはいるかについては、「いない・わからない」の割合が98.2%となっています。



ヤングケアラーに関して相談しやすい環境づくりとして必要なことについては、「24時間いつでも相談できること」(61.8%)の割合が最も高く、以下、「学校に相談窓口があること」(56.4%)、「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」(50.9%)の順となっています。



11 「子どもの育ちを巡る環境について」

町の子育て環境についての満足度については、「1.保育園などに入所しやすい」、「15.自然豊かである」が高いのと、「7. 子育て世帯向けの住宅が多い」、「8. バスやデマンドタクシー等の交通の便がよい」、「9. 医療が充実している」、「12. 公園やスポーツ施設が充実している」が低いのが目立ちます。

N=55

(%)	とても そう思う	そう思う	あまり そう 思わない	そう 思わない	わから ない	無回答	満足度
1. 保育園などに入所しやすい	45.5	47.3	0.0	0.0	5.5	1.8	6.37
2. 保育園以外にも子育て支援が充実している	3.6	38.2	34.5	7.3	12.7	3.6	0.64
3. 子育て世帯への経済支援が充実している	14.5	36.4	34.5	10.9	1.8	1.8	2.55
4. 学校の教育水準が高い	7.3	34.5	34.5	10.9	10.9	1.8	0.82
5. 学校環境が安心できる	12.7	69.1	12.7	0.0	3.6	1.8	4.37
6. きれいで住みやすい住宅が多い	0.0	27.3	40.0	7.3	23.6	1.8	-1.36
7. 子育て世帯向けの住宅が多い	1.8	14.5	43.6	14.5	23.6	1.8	-2.18
8. バスやデマンドタクシー等の交通の便がよい	0.0	10.9	47.3	25.5	14.5	1.8	-2.18
9. 医療が充実している	0.0	7.3	40.0	41.8	7.3	3.6	-2.46
10. 発育・発達の悩みを相談できる場がある	1.8	27.3	30.9	16.4	20.0	3.6	-1.28
11. 子育ての悩みを気軽に相談できる場がある	0.0	34.5	34.5	14.5	14.5	1.8	-0.45
12. 公園やスポーツ施設が充実している	0.0	1.8	27.3	65.5	3.6	1.8	-3.55
13. 治安がよい	9.1	52.7	21.8	5.5	7.3	3.6	2.54
14. 地域のつながりが強い	9.1	58.2	18.2	1.8	10.9	1.8	2.64
15. 自然豊かである	60.0	34.5	3.6	0.0	0.0	1.8	7.73

●満足度：「満足」を+10ポイント、「ほぼ満足」を+5ポイント、「ふつう」を0ポイント、「やや不満」を-5ポイント、「不満」を-10ポイントとして、回答数の加重平均値を、評価値としました。

(5) 調査結果の概要 <中学生・高校生>

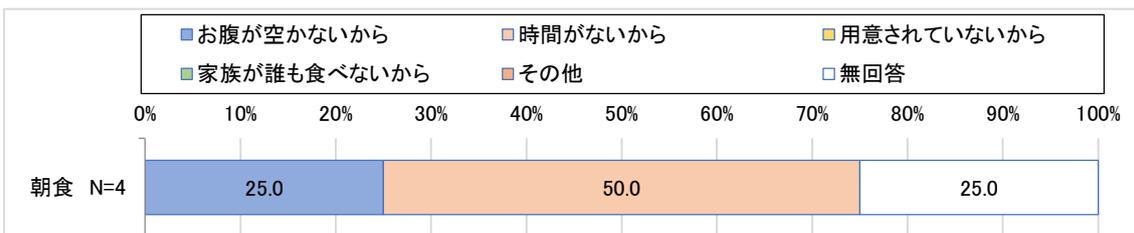
1 「生活習慣について」

平日（学校や仕事に行く日）の食事摂取状況については、朝食、夕食ともに「毎日」（それぞれ 88.9%、100.0%）の割合が殆どを占めています。



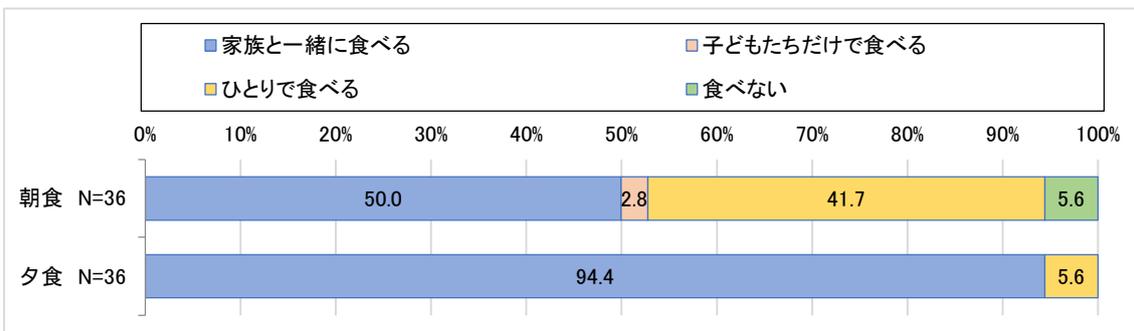
朝食を「食べない」と答えた人の食べない理由については、「時間がないから」（50.0%）の割合が最も高く、以下、「お腹が空かないから」と「無回答」（ともに 25.0%）の順となっています。

夕食を「食べない」とした人はいませんでした。



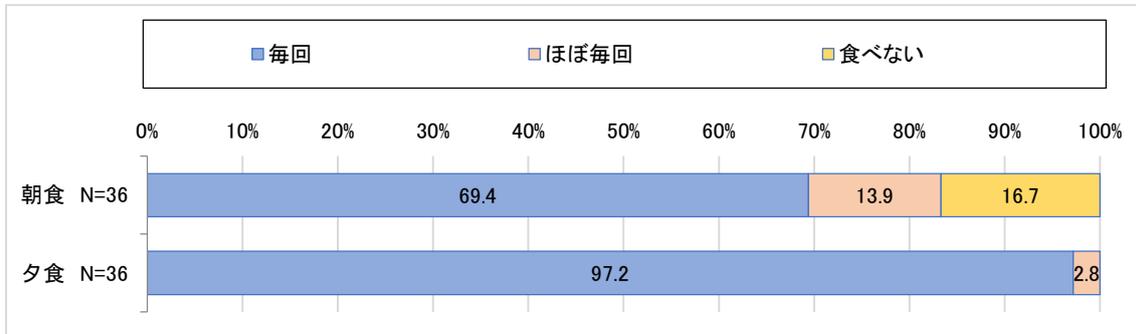
平日と一緒に食事をする人については、朝食は「家族と一緒に食べる」（50.0%）の割合が最も高く、以下、「ひとりで食べる」（41.7%）、「食べない」（5.6%）の順となっています。

夕食は、「家族と一緒に食べる」（94.4%）の割合が突出して高く、以下、「ひとりで食べる」（5.6%）の順となっています。



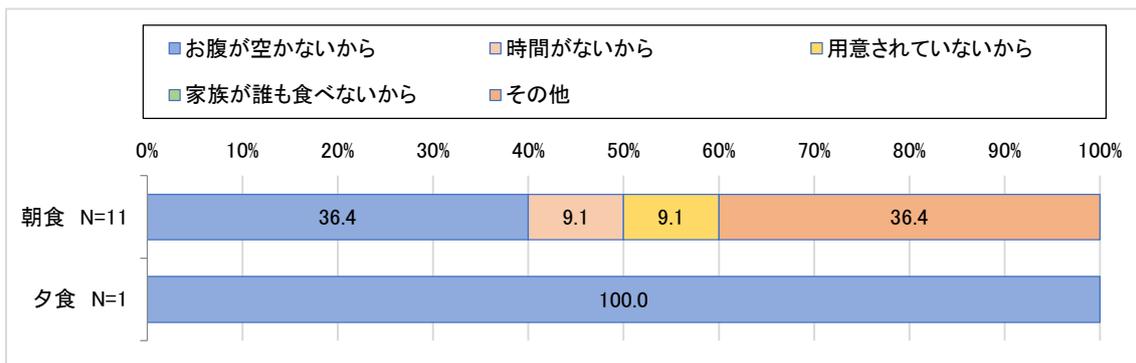
休日（学校や仕事に行かない日）の食事摂取状況については、朝食は「毎回」（69.4%）の割合が最も高く、以下、「食べない」（16.7%）、「ほぼ毎回」（13.9%）の順となっています。

夕食は、「毎回」（97.2%）の割合が突出して高く、以下、「ほぼ毎回」（2.8%）の順となっています。



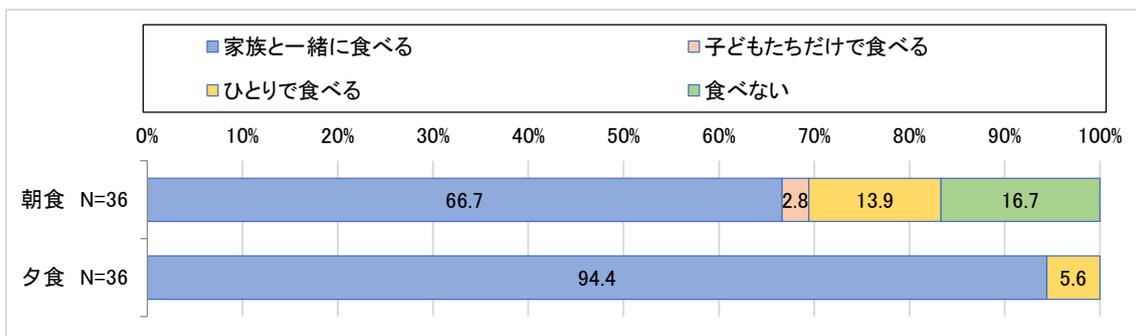
朝食を「食べない」と答えた人の食べない理由については、「お腹が空かないから」と「その他」（ともに 36.4%）の割合が最も高く、以下、「時間がないから」と「用意されていないから」（ともに 9.1%）の順となっています。

夕食を「食べない」とした1人のみで、理由は「お腹が空かないから」でした。



休日に一緒に食事をする人については、朝食は「家族と一緒に食べる」（66.7%）の割合が最も高く、以下、「食べない」（16.7%）、「ひとりで食べる」（13.9%）の順となっています。

夕食は、「家族と一緒に食べる」（94.4%）の割合が突出して高く、以下、「ひとりで食べる」（5.6%）の順となっています。

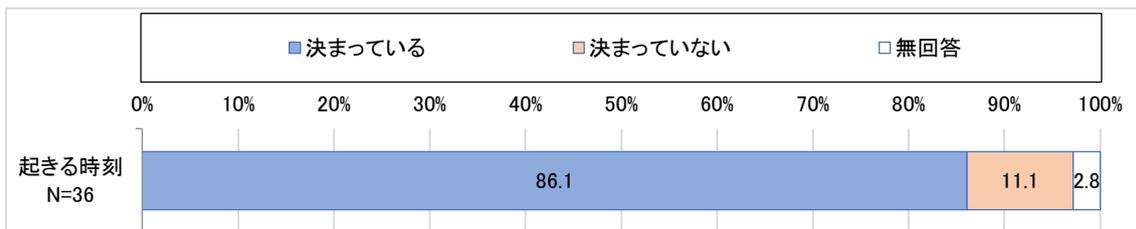


普段食べる食材・食品等については、下表のようになっています。

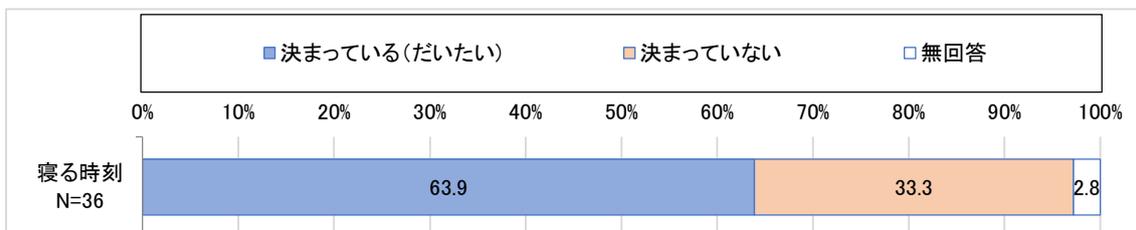
N = 36

(%)	毎日食べる	1週間に6日	1週間に4～5日	1週間に2～3日	1週間に1日	食べない	無回答
野菜	58.3	13.9	13.9	11.1	0.0	0.0	2.8
くだもの	22.2	11.1	11.1	30.6	11.1	8.3	5.6
肉か魚	66.7	16.7	8.3	5.6	0.0	0.0	2.8
カップ麺・インスタント麺	0.0	0.0	2.8	13.9	38.9	41.7	2.8
コンビニのおにぎり・お弁当	0.0	0.0	2.8	19.4	22.2	52.8	2.8
おかし	33.3	13.9	19.4	19.4	8.3	2.8	2.8

学校がある日の起きる時刻については、「決まっている」(86.1%)の割合が突出して高く、以下、「決まっていない」(11.1%)の順となっています。



学校がある日の寝る時刻については、「決まっている(だいたい)」(63.9%)の割合が最も高く、以下、「決まっていない」(33.3%)の順となっています。



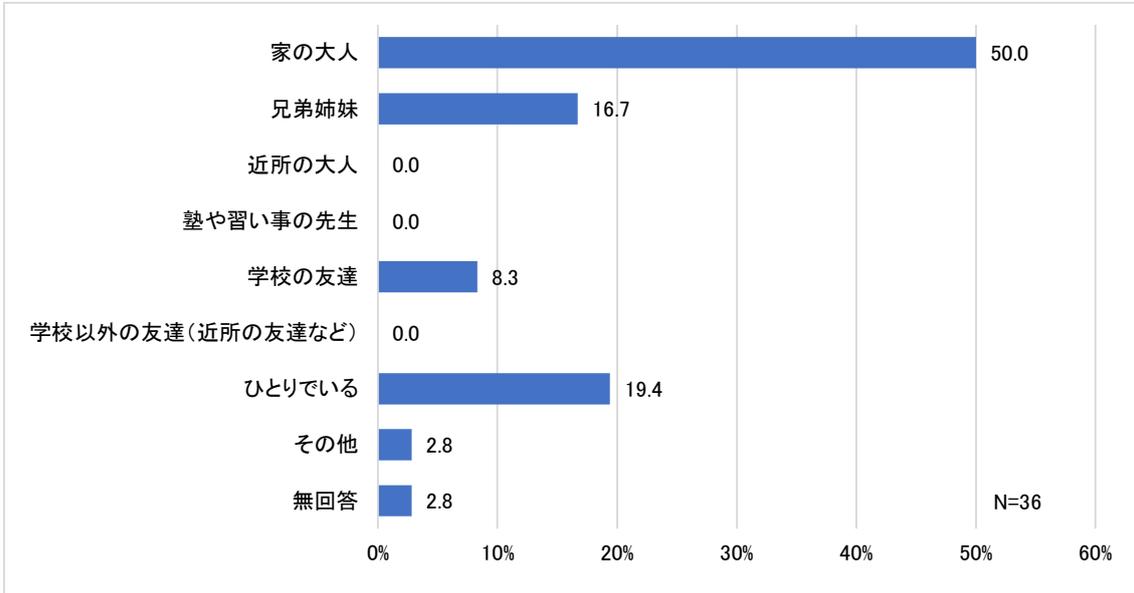
起床時間及び就寝時間が決まっていると答えた人の具体的な起床・就寝時間帯は、下表の通りです。

起床時間	人数 (N=31人)
5時～5時29分	3
5時30分～6時	2
6時～6時29分	7
6時30分～7時	13
7時～7時29分	6

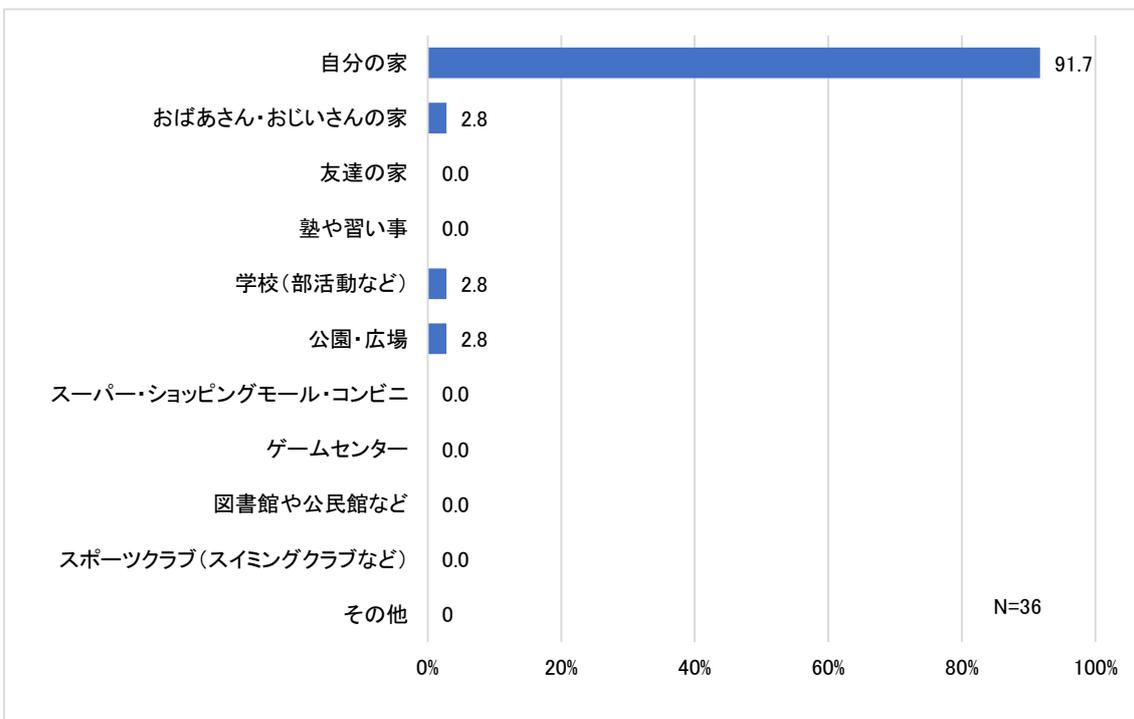
就寝時間	人数 (N=23人)
21時～21時29分	1
21時30分～22時	1
22時～22時29分	4
22時30分～23時	3
23時～23時29分	2
23時30分～24時	8
24時～24時29分	4

2 「ふだんの過ごし方について」

平日の自由時間（学校の放課後や仕事がないとき）と一緒に過ごす人については、「家の大人」（50.0%）の割合が最も高く、以下、「ひとりである」（19.4%）、「兄弟姉妹」（16.7%）の順となっています。



平日の自由時間（学校の放課後や仕事がないとき）に過ごす場所については、「自分の家」（91.7%）の割合が突出して高くなっています。



もしあれば使ってみたい場所については、どの項目もあまり利用意向は高くなく、その中で「(家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所」と「(家以外で) 休日にいることができる場所」が若干「使ってみたい」が高くなっています。

N = 36

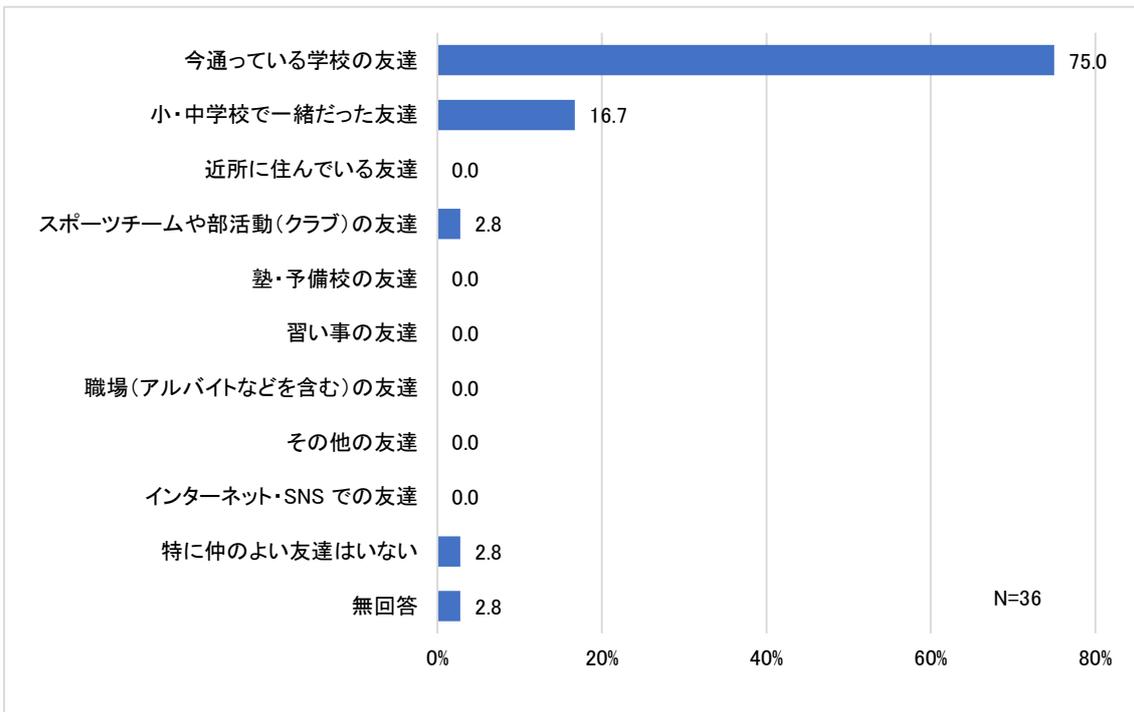
(%)	使ってみたい	興味がある	使う必要がない
(家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所	25.0	27.8	47.2
(家以外で) 休日にいることができる場所	27.8	22.2	50.0
家の人がいなくて、夕ご飯を食べることができる場所	11.1	16.7	72.2
年上の人が勉強を教えてくれる場所	16.7	27.8	55.6
(学校以外で) 何でも相談できる場所	11.1	27.8	61.1

平日の自由時間(学校の放課後や仕事がないとき)の過ごし方については、「兄弟姉妹の世話をする」、「家族の介護を手伝う」、「習い事(スイミング、英会話など)をする」において「しない」が高いのが目立ちます。

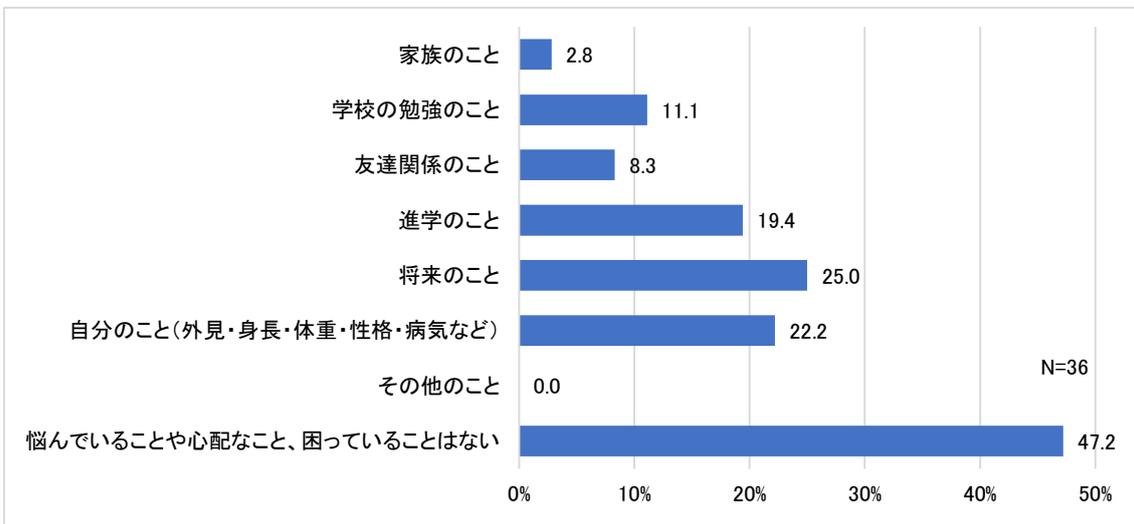
N = 36

(%)	しない	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上	無回答
勉強や宿題をする(塾等を含む)	11.1	16.7	25.0	22.2	11.1	13.9	
テレビやDVD、インターネットの動画を見る	0.0	8.3	16.7	38.9	16.7	19.4	
ゲームをする	41.7	13.9	13.9	16.7	8.3	2.8	2.8
SNS(LINE、インスタグラム、X(旧ツイッター)など)をする	19.4	13.9	27.8	22.2	8.3	8.3	
読書をする	63.9	25.0	11.1	0.0	0.0	0.0	
クラブ活動、部活動をする	36.1	2.8	22.2	25.0	11.1	2.8	
友達と遊ぶ	50.0	11.1	16.7	16.7	2.8	2.8	
兄弟姉妹の世話をする	91.7	0.0	2.8	5.6	0.0	0.0	
家族の介護を手伝う	91.7	2.8	2.8	0.0	0.0	0.0	2.8
家事(掃除・洗濯・料理・片付けなど)を手伝う	50.0	30.6	13.9	5.6	0.0	0.0	
習い事(スイミング、英会話など)をする	83.3	0.0	2.8	13.9	0.0	0.0	

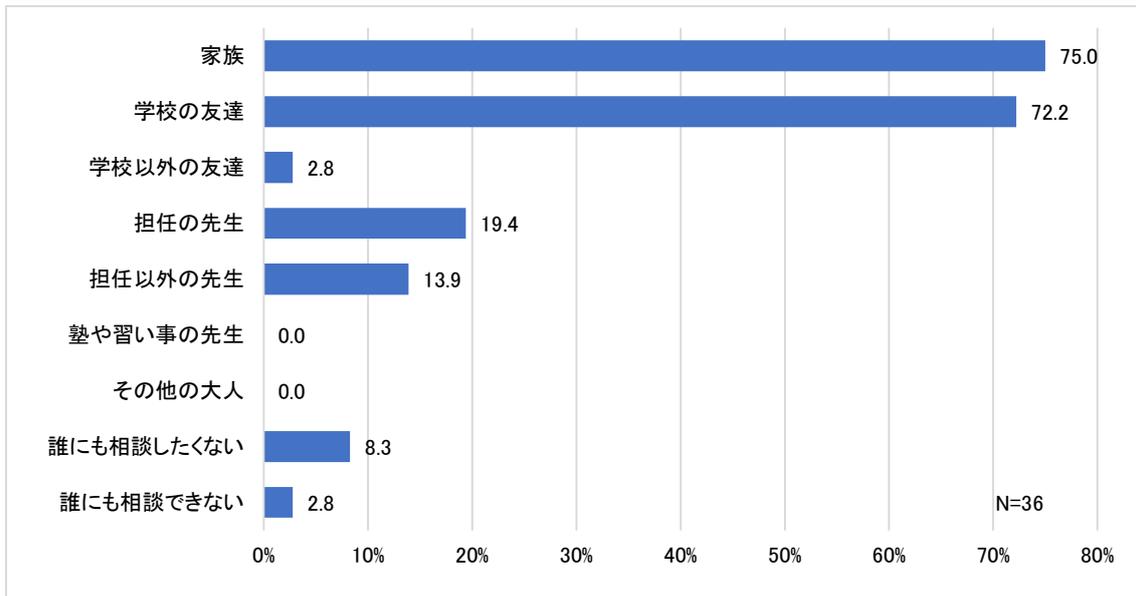
一番仲がよい友達については、「今通っている学校の友達」(75.0%)の割合が突出して高く、以下、「小・中学校で一緒だった友達」(16.7%)の順となっています。



悩みや心配ごと、相談したいことについては、「悩んでいることや心配なこと、困っていることはない」(47.2%)の割合が最も高く、以下、「将来のこと」(25.0%)、「自分のこと(外見・身長・体重・性格・病気など)」(22.2%)の順となっています。



悩んでいるときの相談相手については、「家族」（75.0%）の割合が最も高く、以下、「学校の友達」（72.2%）、「担任の先生」（19.4%）の順となっています。



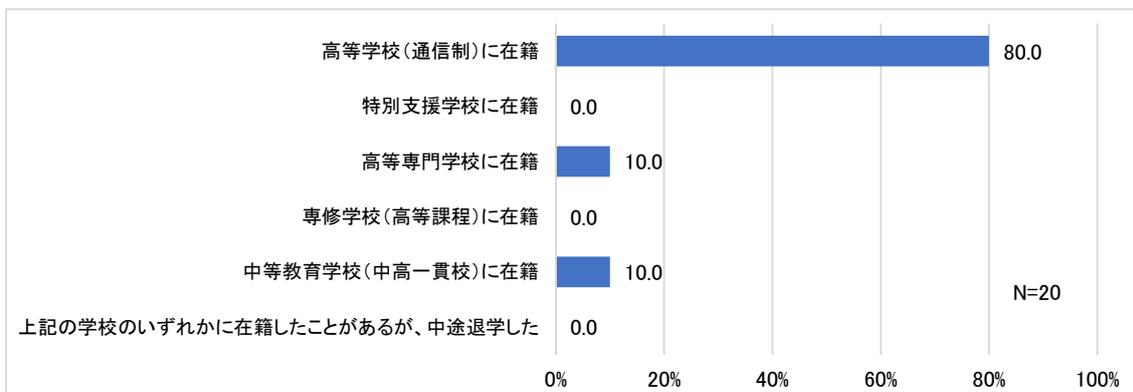
普段の話し相手については、「家族（親・兄弟姉妹・おばあさん・おじいさん・親せきなど）」や「学校の友達」において「よく話す」が高くなっています。

N = 36

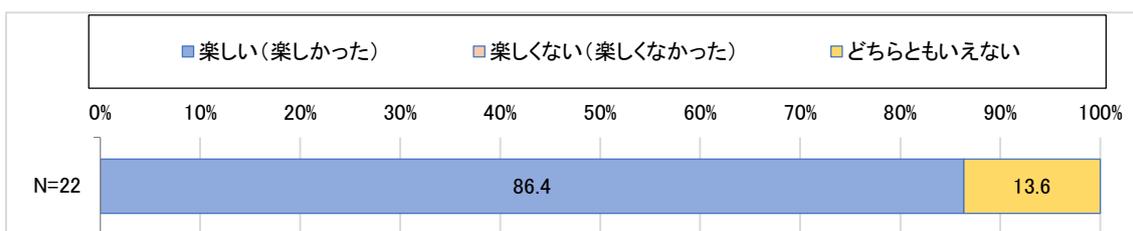
(%)	よく話す	時々話す	あまり話さない	全く話さない	無回答
家族（親・兄弟姉妹・おばあさん・おじいさん・親せきなど）	80.6	11.1	8.3	0.0	
学校の友達	97.2	2.8	0.0	0.0	
学校以外の友達	16.7	36.1	11.1	33.3	2.8
担任の先生	30.6	41.7	27.8	0.0	
担任以外の先生	27.8	25.0	36.1	11.1	
塾や習い事の先生	11.1	19.4	0.0	61.1	8.3
その他の大人	0.0	8.3	11.1	27.8	52.8

3 「学校のことや勉強ことについて」

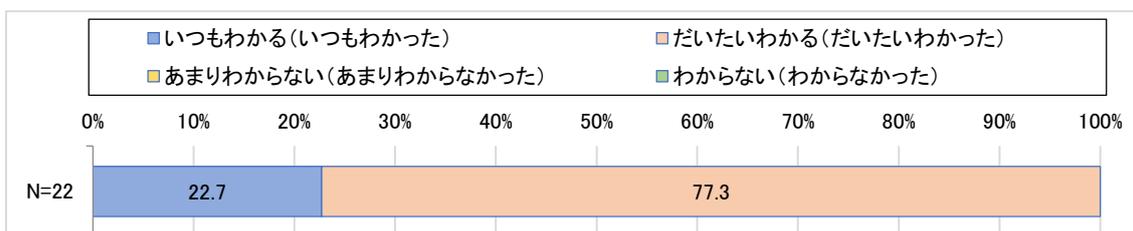
在籍している（していた）学校については、「高等学校（通信制）に在籍」（80.0%）の割合が突出して高く、以下、「高等専門学校に在籍」と「中等教育学校（中高一貫校）に在籍」（ともに10.0%）の順となっています。



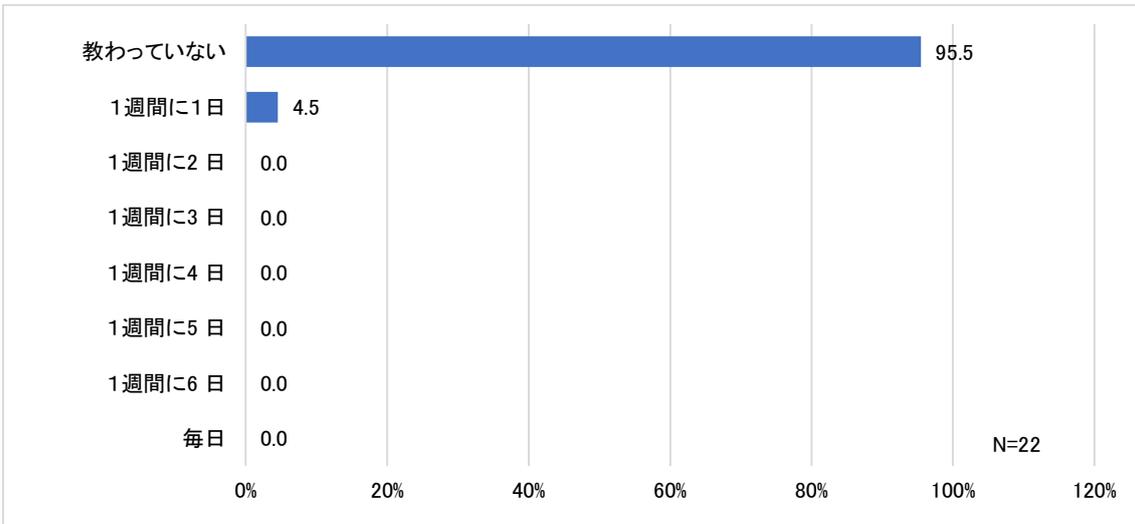
在籍している（していた）学校は楽しい（楽しかった）かについては、「楽しい（楽しかった）」（86.4%）の割合が突出して高く、以下、「どちらともいえない」（13.6%）の順となっています。



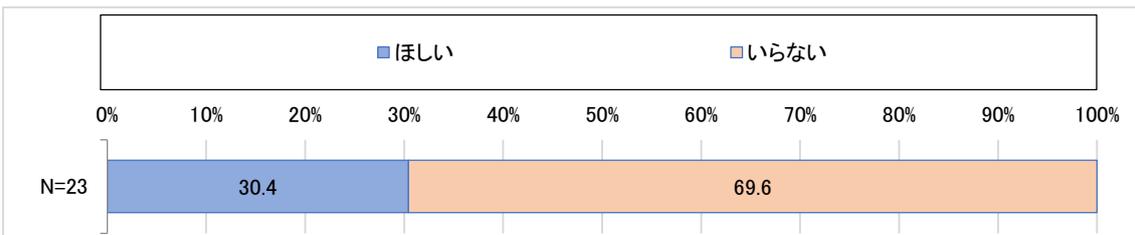
学校の授業の理解度については、「だいたいわかる（だいたいわかった）」（77.3%）の割合が最も高く、以下、「いつもわかる（いつもわかった）」（22.7%）の順となっています。



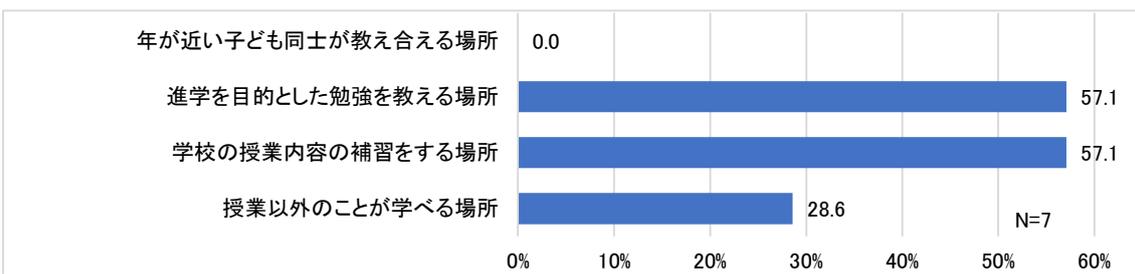
家庭教師や学習塾で勉強での習学状況については、「教わっていない」(95.5%)の割合が突出して高く、以下、「1週間に1日」(4.5%)の順となっています。



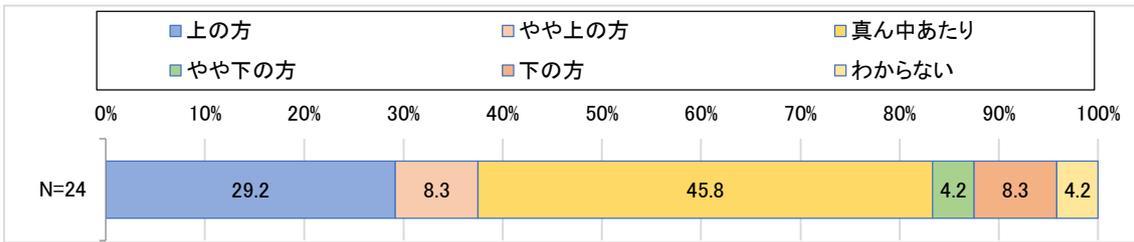
学校の授業以外に勉強を教えてくれる場所への希望については、「ほしい」が30.4%、「いらない」が69.6%の割合となっています。



学校の授業以外に勉強を教えてくれる場所については、「進学を目的とした勉強を教える場所」と「学校の授業内容の補習をする場所」がともに57.1%、「授業以外のことが学べる場所」が26.6%となっています。



クラスの中での成績については、「真ん中あたり」（45.8%）の割合が最も高く、以下、「上の方」（29.2%）、「やや上の方」と「下の方」（ともに 8.3%）の順となっています。

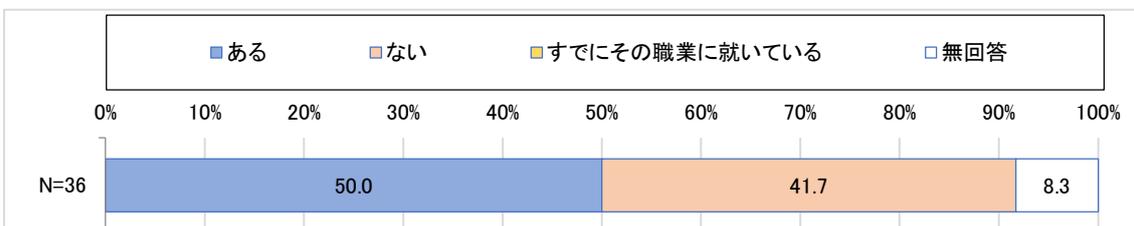


学校で楽しみに思っていることについては、「友達に会うこと」の「楽しみに思っている」が高いのが目立ちます。

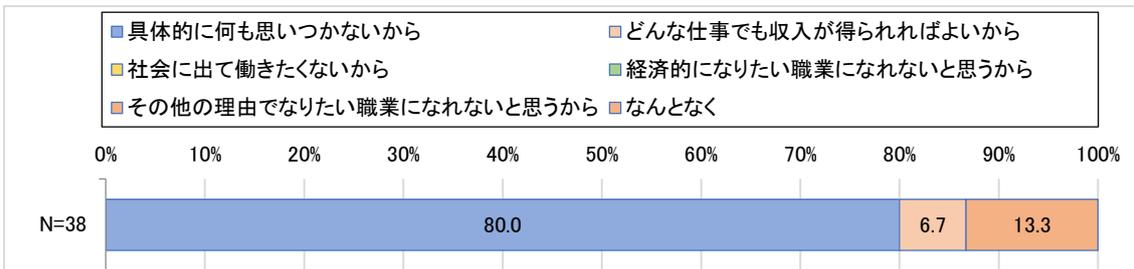
(%)	楽しみに思っている	やや楽しみに思っている	あまり楽しみに思わない	楽しみに思わない
授業 (N=24)	4.2	50.0	29.2	16.7
部活動 (N=23)	34.8	34.8	13.0	17.4
先生に会うこと (N=24)	4.2	41.7	33.3	20.8
友達に会うこと (N=24)	75.0	20.8	4.2	0.0
休み時間 (N=24)	58.3	29.2	12.5	0.0
給食 (N=24)	45.8	50.0	4.2	0.0

4 将来のことについて

将来なりたい職業については、「ある」が 50.0%、「ない」が 41.7%となっています。



なりたい職業がない理由については、「具体的に何も思いつかないから」（80.0%）の割合が突出して高く、以下、「なんとなく」（13.3%）、「どんな仕事でも収入が得られればよいから」（6.7%）の順となっています。



5 日常生活の中で感じていること

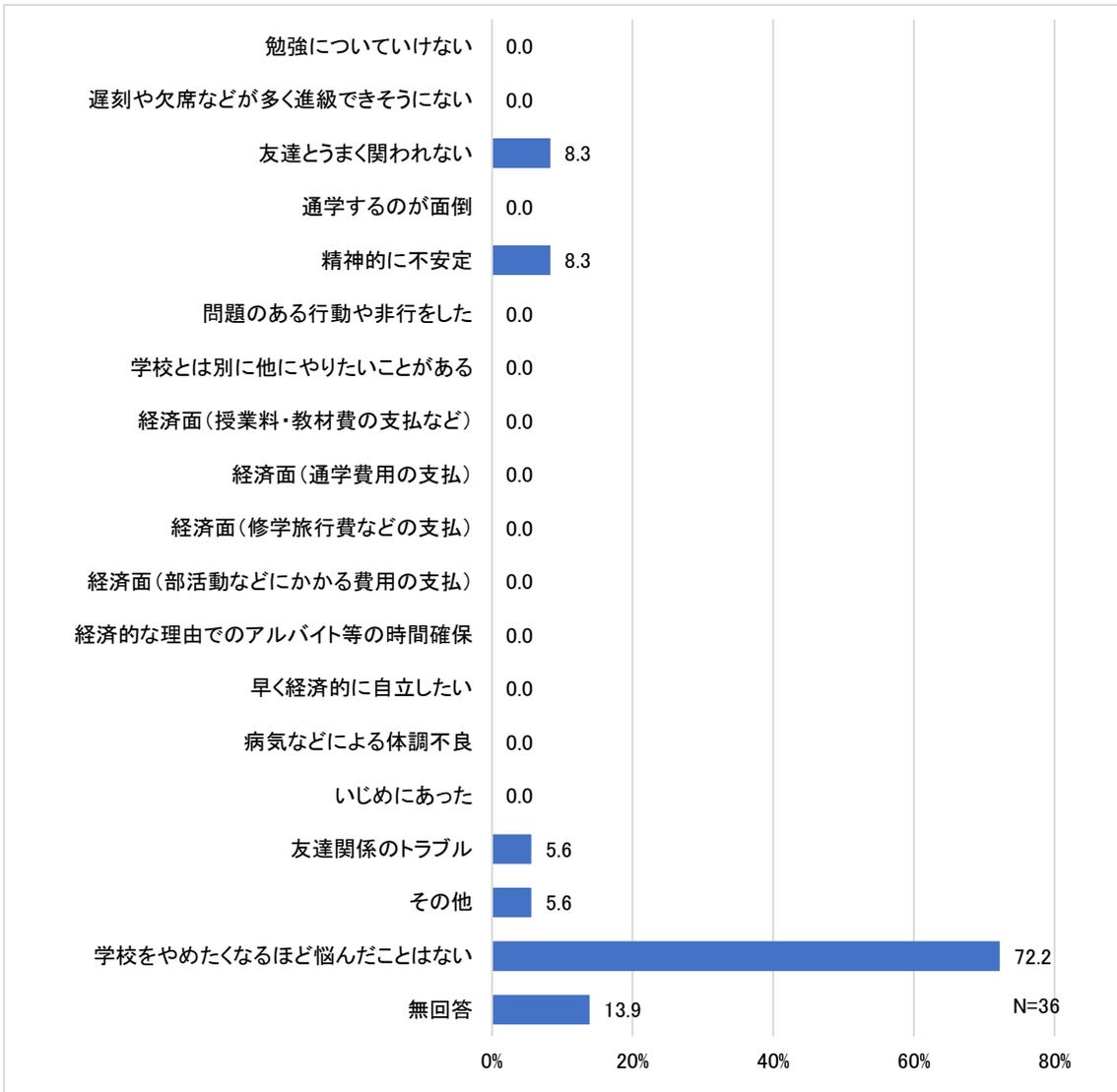
あなたが日常生活の中で感じていることをみると、「さびしいと感じることがある」や「不安に感じることがある」といったネガティブな感情を抱く項目はあまり感じてなく、全体的に肯定的な項目が多くなっています。

N = 36

(%)	大いに思う	やや思う	どちらとも いえない	あまり 思わない	思わない	無回答	満足度
努力すれば、できるようになる	33.3	55.6	5.6	0.0	2.8	2.8	5.83
自分には将来の夢や目標がある	38.9	36.1	13.9	5.6	2.8	2.8	5.14
家族は自分を大切にしてくれる	69.4	27.8	0.0	0.0	0.0	2.8	8.33
毎日の生活が楽しい	33.3	58.3	0.0	5.6	0.0	2.8	5.97
自分は友達に好かれている	22.2	61.1	11.1	0.0	2.8	2.8	5.00
さびしいと感じることがある	5.6	16.7	36.1	13.9	25.0	2.8	-1.80
不安に感じることがある	11.1	27.8	38.9	5.6	11.1	5.6	1.11
自分は誰かの役に立つことができる	11.1	66.7	11.1	2.8	2.8	5.6	4.03
大人は信用できる	8.3	55.6	25.0	5.6	0.0	5.6	3.33

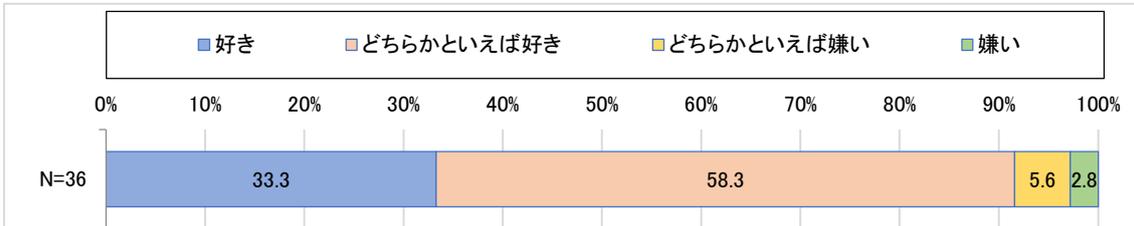
●満足度：「満足」を+10ポイント、「ほぼ満足」を+5ポイント、「ふつう」を0ポイント、「やや不満」を-5ポイント、「不満」を-10ポイントとして、回答数の加重平均値を、評価値としました。

学校をやめたいと思った理由（中途退学した人は、その理由）については、「学校をやめたくなるほど悩んだことはない」（72.2%）の割合が突出して高く、以下、「無回答」（13.9%）、「友達とうまく関われない」と「精神的に不安定」（ともに 8.3%）の順となっています。

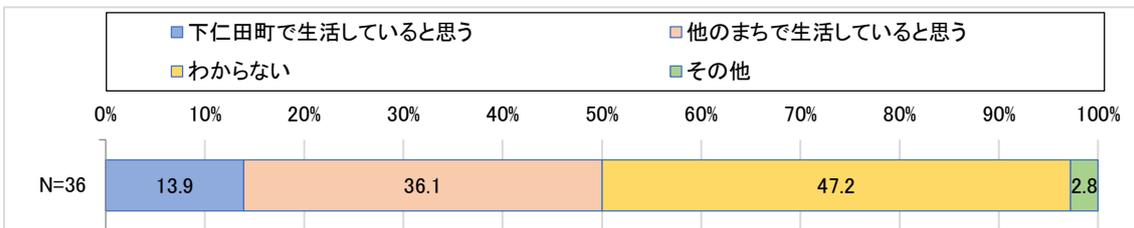


6 あなたの住む下仁田町のこと

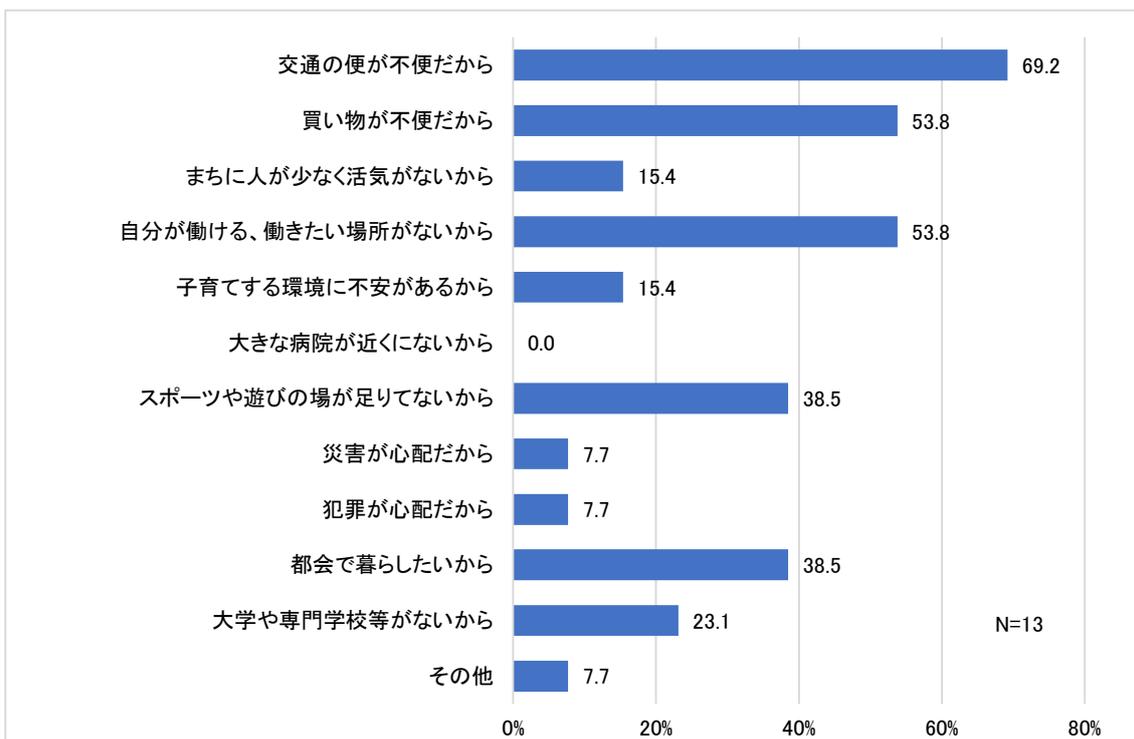
下仁田町についての感じ方については、「どちらかといえば好き」(58.3%)の割合が最も高く、以下、「好き」(33.3%)、「どちらかといえば嫌い」(5.6%)の順となっています。



将来の下仁田町での居住意向については、「わからない」(47.2%)の割合が最も高く、以下、「他のまちで生活していると思う」(36.1%)、「下仁田町で生活していると思う」(13.9%)の順となっています。



将来的に下仁田町を離れると思う理由については、「交通の便が不便だから」(69.2%)の割合が最も高く、以下、「買い物が不便だから」と「自分が働ける、働きたい場所がないから」(ともに53.8%)、「スポーツや遊びの場が足りてないから」と「都会で暮らしたいから」(ともに38.5%)の順となっています。



第3章 第2期計画の主な取り組み状況と課題

1. 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況と課題

(1) 教育・保育の提供体制の確保の実施

第1期計画において認定こども園の推進を掲げ取り組んだ結果、利用者のニーズに柔軟な対応が行える支援体制を整えることができました。

下仁田町は、幼稚園の設置がないため、両親共に就労などで保育に欠ける証明が確認できないと保育所への入所基準の該当になりませんでした。保育所から認定こども園への移行※により利用しやすい体制を確保できました。

第2期計画以降もその体制を維持しています。

※ 平成28年4月1日：馬山保育園が保育所から認定こども園に移行して、馬山こども園に名称変更

(2) 延長保育事業

保育所及び認定こども園で実施。

保育認定を受けた子どもが、保育標準時間認定では11時間の保育が受けられ、保育短時間認定では8時間の保育が受けられますが、各々基本となる時間以前及び以降を延長保育として実施できました。

(3) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

○不妊治療費助成

福祉の推進及び、経済的負担の軽減ができました。

【子育て応援教室】保健課資料 平成30年度実績

○定期健康相談「ふれあい広場」を年間12回開催。

相談内容は、妊娠・出産・母乳・子どもの健康や遊び・離乳食やおやつなど、その他歯みがき練習、身長・体重測定を実施。

毎月10人程の利用者があり、保護者同士、子ども同士の交流や、保護者が、保健師や栄養士、助産師、歯科衛生士などと話ができる時間となりました。

○年中児相談会・・・平成28年度より開始

保健師、心理職、教育委員会の職員で教育・保育施設を巡回する5歳児健診。3歳6か月児健診から就学時前健診までの中間健診を行うことで、早期に必要な支援に向けて対応できました。

○眼科屈折検査・・・平成29年度より開始

目の異常が見過ごされてしまうことを防止し、早期発見・治療に繋がられました。

○育児期にかけて様々な事業・教室の実施

「(講話・座談会)笑顔で乗り切るイヤイヤ期」「わくわくおやこでリズムあそび」「親子ピクス」「未来同窓生」「かるがも広場のイベント：プール遊び・親子で身体を使ったリズム遊び」を実施しました。

(4) 子育て応援(保育園・こども園体験)

町内において2園が実施。

各々月1回、妊婦時期から未入园児と保護者が参加して、在園児と交流を楽しみながら絵本の読み聞かせや工作、園庭での遊びなどを体験できました。

(5) 一時預かり事業

町内において2園が実施。

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった未入园児について(里帰り出産など)一時的に預かり、必要な保育が行えました。

(6) 放課後児童健全育成事業

町内保育所及び認定こども園において2クラブが運営。

保護者が労働などで昼間家庭にいない就学児童が、放課後や長期休暇時において、安心・安全に過ごせました。

実施時間においては、7時から19時まで長時間の開所となっており、2クラブ共にクラブ専用車での迎えも利用できます。

しかし、放課後子ども教室と1クラブにおいて連携は行えましたが、一体的実施できず、今後においても難しいと推測されます。

(7) 病児病後児保育

第2期計画のニーズ調査において、一定のニーズはあったものの、実際に利用するかどうかではほとんどが利用しないとの回答であったため、現状では町内では実施していません。

現在、富岡市の病児病後児保育が利用可能であり、その利用状況等を考慮し町内保育を検討中です。

第4章 事業計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、子どもたちの幸せを第一に考え、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を果たすことを前提に、地域社会全体で包括的に全ての子どもと子育て家庭の育ちを支援していくことが重要であるとの考えに基づき、第2期計画に引き続き、以下を基本理念とします。

すべての子どもたちが、
笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。

下仁田町は、地域社会全体で子育てを応援することを目的に、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ計画を作成します。

2. 基本的な視点

本計画における事業は、次にあげる視点を踏まえ実施していきます。

(1) 子どもの視点

子どもの視点に立って考え、子どもの権利と利益を最大限尊重します。

(2) 次代の親づくりという視点

今の子どもたちが親になった時、子育ての喜びを味わいたいと思えるような、次代の親を育むための支援を家庭・学校・地域が一体となり推進します。

(3) サービス利用者の視点

核家族化の進行等の社会環境の変化や、市民の価値観の多様化、働き方等の多様化を踏まえ、すべての子どもと子育て家庭が安心して利用できる子育て支援を推進します。

(4) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭の孤立や負担感の増大などの問題を踏まえ、子育ての喜びが実感できるよう、すべての子どもと家庭への支援を推進します。

(5) 社会資源の効果的な活用の視点

ボランティアや子育てサークル、地域で活動する人や団体等と連携して子育て支援を推進します。

(6) サービスの質の視点

安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上をはじめ、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

第5章 事業計画の策定

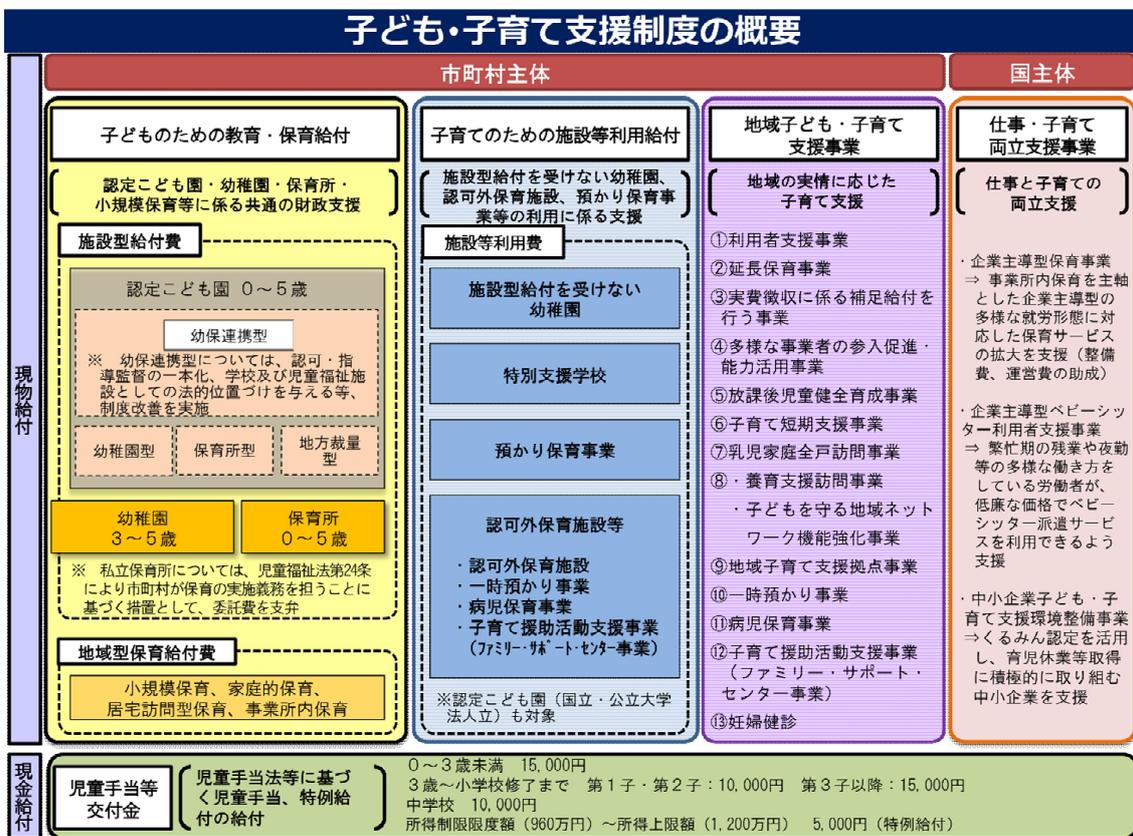
1. 子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和6年10月1日施行）により、「加速化プラン」において実施する具体的な施策、子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設、子ども・子育て支援金制度の創設が改正されました。

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
 - (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
 - (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
 - (3) 共働き・共育ての推進
2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設
3. 子ども・子育て支援金制度の創設

また、子ども・子育て支援新制度は、自治体が主体となる事業は、子ども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。

また、「仕事・子育て両立支援事業」は国主体で行われる構成となっています。



資料：こども家庭庁 子ども・子育て支援制度 HP より

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定に際しては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定するものとします。

下仁田町は教育・保育施設が2施設、小中学校が各々1校により、本町における教育・保育提供区域は、引き続き全町を1つの区域として設定します。

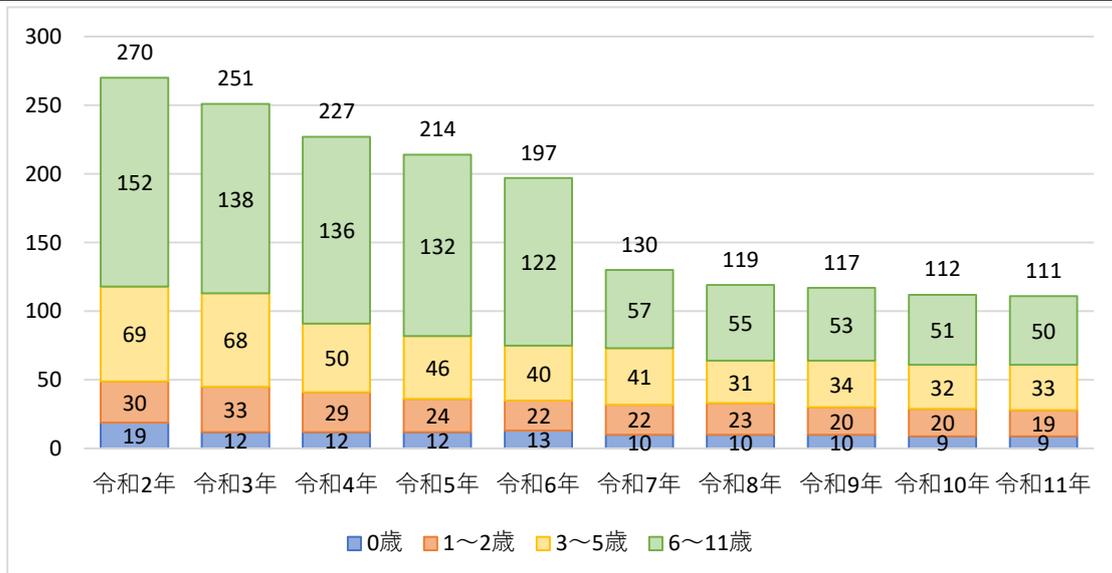
3. 児童数の推移と推計

計画期間中の児童数について、令和2年度から6年度の年齢ごとの人口を基に推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

■児童数の推移と推計

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	19	12	12	12	13	10	10	10	9	9
1歳	13	21	11	12	9	13	10	10	10	9
2歳	17	12	18	12	13	9	13	10	10	10
3歳	25	17	10	20	10	12	9	13	10	10
4歳	28	24	17	10	20	10	12	9	13	10
5歳	16	27	23	16	10	19	10	12	9	13
小計	118	113	91	82	75	73	64	64	61	61
6歳	16	17	25	21	15	9	18	9	11	8
7歳	29	15	17	25	20	15	9	18	9	11
8歳	25	28	16	17	25	20	15	9	18	9
9歳	23	25	29	16	18	25	20	15	9	18
10歳	29	23	25	28	16	18	25	20	15	9
11歳	30	30	24	25	28	16	18	25	20	15
小計	152	138	136	132	122	103	105	96	82	70
全体	270	251	227	214	197	176	169	160	143	131



4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育給付の認定区分

認定こども園や保育園等の教育・保育施設を利用する場合は、保護者の申請により、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、国が定める3つの区分（1・2・3号）があります。

また、2号認定と3号認定については、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）及び保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分で保育必要量を認定します。

【認定区分】

認定区分	対象となる子ども	提供施設
1号認定 (教育給付認定)	満3歳～小学校就学前で、幼児期の教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育給付認定)	満3歳～小学校就学前で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育園
3号認定 (保育給付認定)	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育園 地域型保育施設

【保育必要量】

	保育を必要とする（保育必要量）		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）	—	
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用 (おおむね4～5時間)
		保育短時間利用（8時間）		

- ・標準時間認定：主にフルタイムの就労（1か月120時間以上）を想定
- ・短時間認定：主にパートタイムの就労（1か月48時間以上120時間未満）を想定

(2) 教育・保育施設の量の見込み

児童数の推計値と「結婚・子育て支援ニーズ調査」結果、実績値に基づき、教育・保育の量の見込み（必要となる利用定員総数）を推計しました。

各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

【教育・保育の量の見込み】

(単位：人)

		量の見込み				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定		10	10	10	10	10
2号認定		23	16	14	9	9
3号認定	0歳	7	7	7	5	5
	1歳	5	7	7	7	5
	2歳	7	5	7	7	7
	合計	19	19	21	19	17
合計		52	45	45	38	36

※実績欄の各年度の数値は年度末現在

(3) 確保の方策

「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

1) 教育・保育施設

		児 童 数						
		1号	2号	3号	3号内訳			
					(0歳)	1歳	2歳)	
令和7年度	量の見込み ①		10	23	19	7	5	7
	提供体制②	特定教育・保育施設	15	30	19	7	5	7
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
②-①		5	7	0	0	0	0	
令和8年度	量の見込み ①		10	16	19	7	7	5
	提供体制②	特定教育・保育施設	15	30	19	7	7	5
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
②-①		5	14	0	0	0	0	
令和9年度	量の見込み ①		10	14	21	7	7	7
	提供体制②	特定教育・保育施設	15	30	21	7	7	7
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
②-①		5	16	0	0	0	0	
令和10年度	量の見込み ①		10	9		5	7	7
	提供体制②	特定教育・保育施設	15	30		5	7	7
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
②-①		5	21	0	0	0	0	
令和11年度	量の見込み ①		10	9	17	5	5	7
	提供体制②	特定教育・保育施設	15	30	17	5	5	7
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
②-①		5	21	0	0	0	0	

2) 教育・保育施設の現状と計画期間の方針

① 現状

馬山こども園（幼保連携型）、青倉保育園の2園が開園しています。

② 計画期間（令和7～11年度）の方針

今後、子どもの数は年々減少していく推計となっていますが、女性の労働力率が高い水準で推移していることから、保育ニーズに大幅な減少はないと見込まれます。

3) 特定地域型保育事業

① 家庭的保育事業

0～2歳児を受け入れ、家庭的保育者の居宅、その他の場所で、保育所と連携しながら行われる小規模の異年齢保育で、定員は5人以下です。

② 小規模保育事業

0～2歳児を対象とした、利用定員6人以上19人以下の保育施設です。

③ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。

④ 事業所内保育事業

事業主が、主として事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する保育施設を、企業内又は事業所の近辺等に設置・運営する事業です。

⑤ 現状と計画期間の方針

ア 現状

該当事業がありません。

イ 計画期間（令和7～11年度）の方針

需要の状況に応じて、事業者からの申請があった場合には、申請に基づき設置します。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

(1) 地域子ども子育て支援事業（15事業）の概要

事業名	概要
1 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
2 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センター等。
3 妊婦健康診査事業（妊婦に対して健康診査を実施する事業）	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
4 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
5 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。
6 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
7 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 幼稚園在園児対象のものと未就園児対象のものがある。
8 延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を実施する事業。
9 病児・病後児保育事業	病気あるいは病みあがりの児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

事業名	概要
11 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
12 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	認定こども園及び保育園等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間帯等で利用できる事業。
13 産後ケア事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業。
14 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所(園)等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
15 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所(園)等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所(園)等の設置又は運営を促進するための事業。

(2) その他の子ども・子育てに関する事業の概要

事業名	概要
1 親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。保護者同士が悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。
2 妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業。
3 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える学齢期の子どもに対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業。
4 子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

6. 地域子ども子育て支援事業(15事業)他の量の見込みと確保策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

※★は、地域子ども子育て支援事業（15事業）

(1) 利用者支援事業★

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な事業です。

妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための「子育て世代包括支援センターの総合窓口」を保健センターに設置して母子保健型で実施しています。保健師（臨時職員）1名を週1日配置して、体制の強化を図ります。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）		2	2	2	2	2
確保方策	基本型（か所）	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関（か所）	1	1	1	1	1
	特定型（か所）	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型（か所）	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）★

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

下仁田町内保育園・こども園において実施しています。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）		-	-	-	-	-
確保方策（か所）		-	-	-	-	-

(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業★

安全な分娩と健康な児の出生を目的に、妊婦健康診査の費用を負担し定期検診を促す事業です。

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安全安心な出産をめざします。

継続して事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	130	130	130	130	130
確保方策（人回）	130	130	130	130	130
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

(4) 乳児家庭全戸訪問事業★

保健師・保健推進員・助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

継続して事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	14	14	14	14	14
確保方策（人）	14	14	14	14	14
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【下仁田町で実施している母子保健事業】

- 健康相談・母子健康手帳の交付・妊婦健康相談（随時）
 - ・母子健康相談（随時）
 - ・定期健康相談※（月1回）
※毎月、保健師・助産師・管理栄養士が従事しています
- 健康教室
 - ・母子健康教育・子育て応援教室（年5回以上）
- 健康診査
 - ・妊婦一般健康診査（妊娠中14回/人）
 - ・新生児聴覚検査（1回/人）
 - ・1か月児健康診査(1回/人)
 - ・産婦健康診査（産後2週間1回・産後1か月に1回の計2回/人）
 - ・乳児健康診査（年6回・乳児期に3回/人）
 - ・幼児健康診査（年6回）
 - ・5歳児健診（年中児相談・園巡回型・年1回）
- 家庭訪問
 - ・産婦訪問（随時）
 - ・新生児（乳児）産婦訪問（生後1か月以内の訪問・1件1回以上）
 - ・家庭訪問（随時）
- 予防接種
 - ・定期接種A類の実施
 - ・任意接種の一部費用助成
（「おたふくかぜ」「大人の風しん・麻しん」「インフルエンザ(満3歳～年度年齢18歳・妊婦)」「新型コロナウイルス(受験生のみ)」）
- 未熟児養育医療（随時）
- 不妊・不育症治療費助成（随時）
- 無痛分娩費用助成事業
- 低所得妊婦の初回産科受診料支援事業
- 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業
- 産後ママヘルパー（随時）
- 地区組織支援
 - ・子育てボランティア
- 療育支援（県や児童相談所との連携）
 - ・マザー＆チャイルド（県事業・月1回）
 - ・巡回児童相談（児童相談所事業・年2回）
 - ・1歳6か月・3歳児精神発達精密健診及び事後指導（随時）

(5) 養育支援訪問事業★

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

(6) 子育て短期支援事業★

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2事業から構成されます。

1) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由で子どもの養育が一時的に困難になった場合や育児不安・育児疲れ・慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に保護する事業です。

現在該当事業がありませんが、広域利用等を検討し、実施に向けて取り組みます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	-	-	-	-	-
確保方策（人）	-	-	-	-	-

2) 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

現在該当事業がありませんが、広域利用等を検討し、実施に向けて取り組みます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	-	-	-	-	-
確保方策（人）	-	-	-	-	-

(7) 一時預かり事業★

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点等において必要な保育を行う事業です。

一時預かり事業（保育園）は下仁田町内保育園・こども園で実施しています。

1) 一時預かり事業（保育園）

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		130	130	130	120	120
確保方策	延べ人数（人）	130	130	130	120	120
	延べ人数 施設数 （か所）	1	1	1	1	1

2) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・保育園以外）

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		70	70	70	65	65
確保方策	延べ人数（人）	70	70	70	65	65
	延べ人数 施設数 （か所）	1	1	1	1	1

(8) 延長保育事業★

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、認定こども園・保育園等で通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

下仁田町内保育園・こども園で実施しています。継続して事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		24	24	24	24	24
確保方策	延べ人数(人)	24	24	24	24	24
	延べ人数施設数(か所)	2	2	2	2	2

(9) 病児・病後児保育事業★

子どもが病氣中や病氣からの回復期にあって、家庭で保育ができないときに、専任看護師等を配置し、保育所等に付設された専用スペースにおいて保育を行う事業です。

下仁田町内には実施施設がありません。需要が見込まれる利用希望者については、環境になれている保育所やこども園に付設されることが望ましい。経費面や看護師の配置などを考えると十分な検討が必要です。富岡市の病後児保育が利用可能であり、その利用状況等を考慮しながら町内保育を検討します。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		-	-	-	-	-
確保方策(人)		-	-	-	-	-

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)★

乳幼児や小学生の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現在広域で利用可能となっており、今後の利用状況によっては取り組みを検討。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)		-	-	-	-	-
確保方策(人回)		-	-	-	-	-

(11) 放課後児童対策★

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後における児童の健全な育成と子育て支援を図ります。

1) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、安心・安全な居場所を提供するとともに、遊び等を通じて児童の健全な育成を図る事業です。

下仁田町内保育園・こども園において、現在2クラブの運営です。

児童・保護者の利便性向上のため、学童保育所及び放課後子ども教室の運営方法を検討し、引き続き事業を実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(実人数)	56	62	66	60	60
小1～3	30	30	30	30	30
小1	10	10	10	10	10
小2	10	10	10	10	10
小3	10	10	10	10	10
小4～6	26	32	36	30	30
小4	16	10	10	10	10
小5	6	16	10	10	10
小6	4	6	16	10	10
登録児童数	56	62	66	60	60
施設数	2	2	2	2	2

2) 放課後子ども教室事業

放課後に小学校の空き教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、遊びや勉強、体験活動等の取り組みを実施する事業で、希望する全ての児童が参加することができます。

児童・保護者の利便性向上のため、学童保育所及び放課後子ども教室の運営方法を検討し、引き続き事業を実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
うち放課後児童クラブとの連携か所数 (校内交流型・連携型)	1	1	1	1	1

3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ①共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日などを検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設ける。
- ②連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、送迎バスでの対応やボランティアなどを配置する。

4) 小学校の余裕教室などの放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- ①運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表する。
- ②放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進する。

5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ①放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化する。
- ②総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行う。

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）★

認定こども園及び保育園等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間帯等で利用できる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	-	3	3	3	3
確保方策（人回）	-	3	3	3	3
0歳児	-	1	1	1	1
1歳児	-	1	1	1	1
2歳児	-	1	1	1	1

(13) 産後ケア事業★

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	2	2	2	2	2
確保方策（人回）	2	2	2	2	2

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業★

町が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費等は実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。

この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、町の状況を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業★

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を行う事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、町の状況を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等にに応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。保護者同士が悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

今後、実施に向けた対策を検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	0	0	0	0	0
確保方策（人回）	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

伴走型相談支援として実施しています。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	0	0	0	0	0
確保方策（人回）	0	0	0	0	0

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える学齢期の子どもに対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

今後、実施に向けた対策を検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	0	0	0	0	0
確保方策（人回）	0	0	0	0	0

(19) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

今後、実施に向けた対策を検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	0	0	0	0	0
確保方策（延べ人数）	0	0	0	0	0

7. その他の推進方策

(1) 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設等の計画的な整備を図ります。

(2) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進

1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止の啓発に努めるとともに、児童虐待事案の解決に向け、要保護児童対策地域協議会の一層の充実、関係機関の役割の明確化・情報共有の強化等の関係機関の連携強化に努めます。また、こどもが虐待等の被害にあった際、一刻も早く救済され、立ち直ることができるよう、被害を受けたこどもに対して、より迅速かつ適切な対応を行うことができる体制の充実を図ります。

町では「要保護児童対策地域協議会」が設置されていますが、支援対象とする全てのケースについて、定期的に状況を管理する「実務者会議」を開催しています。そこで要保護児童の支援状況等を把握し、関係機関と情報を共有しています。早期発見・早期対応に向けて今後も継続し、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に努めます。

(実務者会議の参加者) 一事案の内容により参加者を調整します—

1	西部児童相談所	9	富岡警察署
2	下仁田小学校	10	教育委員会
3	下仁田中学校	11	西部教育事務所
4	主任児童委員	12	福祉課 課長
5	民生委員	13	保健課 (保健師)
6	富岡地域自立支援協議会	14	福祉課 (障害担当)
7	青倉保育園	15	福祉課 (保育担当)
8	馬山こども園	16	福祉課 (要対協担当)

2) 障害児施策の充実

障害児施策においては、町単独の補助「下仁田町障害児保育事業費補助金交付要綱」により、障害児受け入れの施設に対して補助金を支給します。

また、子ども・子育て支援教育・保育給付費により、公定価格で、「療育支援加算」が加わり給付となっています。さらに、利用者においては、「障害児保育料無料化」が実施され、保護者の利用負担額軽減となっています。

今後も、安心して下仁田町の教育・保育所施設などを利用できるよう、保護者のニーズに沿った支援の充実に努めます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と生活の調和を実現するためには男女が協働で育児を担っていく必要があります。

教育・保育及び放課後児童健全育成事業、利用者支援事業の充実など、多様な働き方に対応した※子育て支援の充実に努めます。

※ 求職活動や就学等においても保育の必要性を承諾し、就労の下限時間も、最も低い時間を設定しています（1ヶ月当たり48時間）。また、町内保育施設において休日保育の実施がされ、多様な働き方に対応した環境整備に努めています。

(4) 質の高い教育・保育の推進

1) 認定こども園・保育園と小学校との円滑な接続の推進

小学校入学にあたり子どもや保護者が抱く期待や不安に対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から、認定こども園、保育園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

2) 職員の連携、質の向上に対する支援

施設間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

また、認定こども園、保育園及び町で情報を共有し、協力体制を構築する等、相互連携に努めます。

(5) 外国人の子どもへの支援・配慮

教育・保育施設等において外国人幼児や両親が国際結婚の幼児等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう理解と配慮の促進に努めます。

第6章 計画推進のために

1. 分野別の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、親は次代を担う子どもを育ていく第一義的責任を負っており、その役割は重大です。

親は、子どもを養育する主体者である自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていくことに努めます。

(2) 学校及び児童福祉施設等の役割

学校、認定こども園、保育園、児童館等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を持っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや子育て支援の拠点としての役割を展開します。

(3) 事業所の役割

少子化が進む中、ワーク・ライフ・バランスを実現させるため、事業所にとっても避けて通れない課題であり、働く人が仕事と子育てを両立させ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めます。

(4) 町民及び地域自治組織等の役割

町民や地域自治組織等は、子育てを地域全体で担わなければならないことを共有し、日常のふれあいを通じて子どもが豊かな人間関係を身に付け、社会の一員としての自覚ができるよう、それぞれの個人や団体が持つ特性、専門的機能や技術を発揮して、家庭の子育てを応援する役割を積極的に果たすよう努めます。

(5) 町の役割

国、県との緊密な連携のもとに、全ての子どもが健やかに生まれ育つ環境と、子どもの自立を実現するため、サービスの質の確保や人材のスキルアップを図る中で、町民・家庭・認定こども園・保育園・学校・地域自治組織・事業所等の調整役として、各施策を総合的・計画的に展開します。

2. 推進体制等の整備

(1) 関係機関・団体及び住民との連携

本計画は、国や県との連携や協力はもちろん、各関係機関及び町民の参画による協力システムの充実を図り、行政の持つさまざまなノウハウを関係各団体等と共有し、総合的な施策の実現を図るものとします。

(2) 実施状況の点検・評価

本計画の実現に向けて、子ども、家庭の要望や地域環境の変化に応じて適宜見直しを図る必要があります。このため、子ども・子育て会議において、計画の実施状況を点検し評価します。

また、評価に伴い、事業計画の検討や見直しを行います。



※ P D C Aサイクル：政策の策定から見直しまでを一貫し、円滑に進めるための手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、政策実行を継続的に改善し、次期の政策策定等へ反映させる。

(3) 関連分野に関する施策や事業の調整

本計画の実現に向けて、関連施策や事業を横断的に調整し、他職種・他制度による課題解決を目指します。

また、施策を総括する部署により、計画の進捗状況を把握し、事業が効果的に実施されるよう配慮します。

(4) 情報提供体制の充実

本計画は、子どもの育ちや家庭に理解と関心を持ち、町民をはじめ地域や関係団体等社会全体が連携して支援をしていこうとするものです。

このため、計画の内容を広く町民に理解してもらうために、町広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図っていきます。

(5) 庁内推進体制の整備

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については年度ごとに把握し、計画を総合的に推進するため庁内担当者会議を開催します。

(6) 事業計画進捗状況の評価と公表等

計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。

資 料 編

下仁田町教育・保育施設入所児の利用料軽減免除状況

【国基準による無償化】令和元年10月1日から開始

	給付制度		対象施設	無償化の内容	対象児童
1	子どものための教育・保育給付	保育料無償化	・認定こども園 (教育認定)	利用者担 を無償	・全児童
			・保育所 ・認定こども園 (保育認定) ・地域型保育事業		・3～5歳児 (年少児～年長児) ・0～2歳児(未満児) ※市町村民税非課税世帯
2	子どものための教育・保育給付	副食費 免除 [おかず及び おやつ代]	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業	副食費用を 全額免除	◎上記1欄該当児童のうち次の児童 ・年収360万円未満の全児童 ・第3子以降(同時入所) ・生活保護世帯 ・ひとり親世帯 ・在宅障害児のいる世帯
3			子育てのための施設等利用給付		保育料無償化
	・認可外保育所	月25,700円 まで無償 ※0～2歳児 は、月42,000 円まで		・3～5歳児 ・0～2歳児(未満児) ※市町村民税非課税世帯	
	・国立大学附属 幼稚園	月額8,700円 まで無償		・全児童	
4	子育てのための施設等利用給付	預かり 保育 無償化	・幼稚園 (制度移行済)	月額11,300円 まで無償	・3～5歳児
			・幼稚園 (制度未移行) ・認定こども園 (幼稚園)		

【国基準による軽減免除（0～2歳児（未満児）】

	減額免除名称	減 免 率	内 容
1	第2子多子軽減	50/100(半額)	同時入所2人以上の第2子目対象
2	第3子多子軽減	100/100(無料)	同時入所3人以上の第3子以降対象
3	階層認定 による軽減	無 料	生活保護法による被保護世帯の児童
		非課税世帯 100/100(無料)	ひとり親世帯
		同時入所2人以上の第2子目以降	
4		町民税均等割額世帯及び 所得割額77,101円未満の 世帯	・母子(父子)世帯 ※基準額より6,000円～14,500円 減額 第2子目以降は0円
5		町民税均等割額世帯及び 所得割額48,600円未満の 世帯	・在宅障害者(児)のいる世帯 ・特別児童扶養手当の支給対象児 ・障害基礎年金の受給者 ※1,000円減額

【町基準による軽減免除（0～2歳児（未満児）】

	減額免除名称	減 免 率	内 容
1	障害児軽減	100/100(無料)	・身体障害者手帳交付児 ・療育手帳交付児 ・公的機関の診断書等で認められた児童
2	第2子以降多子軽減	100/100(無料)	・第2子目以降対象
3	年収360万円未満 相当世帯軽減	100/100(無料)	・第1子目から対象

下仁田町子ども・子育て会議の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、下仁田町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置くものとする。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議の最初の会議は、第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、資料の提出、その意見又は説明の聴取、その他、必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課福祉係において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

(委員の報酬)

第10条 委員の報酬は、下仁田町の特別職の職員で非常勤のものものの諸給与支給条例（昭和31年下仁田町条例第22号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(下仁田町の特別職の職員で非常勤のものものの諸給与支給条例の一部改正)

2 下仁田町の特別職の職員で非常勤のものものの諸給与支給条例（昭和31年下仁田町条例第22号）の一部を次のように改正する。

(次のよう) 略

下仁田町子ども・子育て会委員構成

No.	選出団体名及び役職	備 考	
1	子ども・子育て支援に関する事業代表者 または事業従事者	青 倉 保 育 園 園 長	
2	子ども・子育て支援に関する事業代表者 または事業従事者	馬 山 こ ど も 園 園 長	
3	子ども・子育て支援に関し学識経験者	元町立保育園 園長	
4	子ども・子育て支援に関し学識経験者	保育関係行政事務の 担 当 経 験 者	
5	子ども・子育て支援に関し学識経験者	放課後子ども教室の コ ー デ ィ ネ ー タ ー	
6	子ども・子育て支援に関し学識経験者	町保健師（母子担当）	妊娠・出産期 からの従事者
7	子どもの保護者（小学校）兼、労働者を 代表する者	下仁田小学校 PTA 会長	
8	子どもの保護者（保育園/認定こども園） 兼、労働者を代表する者	青倉保育園保護者会 会 長	
9	子どもの保護者（保育園/認定こども園） 兼、労働者を代表する者	馬山こども園保護者会 会 長	

問い合わせ先一覧

施 設 名	住 所	電 話
行 政 機 関		
下仁田町福祉課(福祉係)	下仁田町大字下仁田 6 8 2	6 4 - 8 8 0 3
下仁田町保健センター (保健課 保健予防係)	下仁田町大字下仁田 1 1 1 - 2	8 2 - 5 4 9 0
下仁田町教育委員会	下仁田町大字下仁田 6 8 2	8 2 - 2 1 1 5
西部児童相談所	高崎市高松町 6	027-322-2498
保 育 所		
青倉保育園	下仁田町大字青倉 5 0 5 - 1	8 2 - 2 5 4 9
認 定 こ ど も 園		
馬山こども園	下仁田町大字馬山 2 6 6 8	8 2 - 2 3 2 3
学 童 保 育		
がんばりっこクラブ (青倉保育園内)	下仁田町大字青倉 5 0 5 - 1	8 2 - 2 5 4 9
どろんこ学園 (馬山こども園内)	下仁田町大字馬山 2 6 6 8	8 2 - 2 3 2 3

第 3 期
下仁田町子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年 3 月

発行 : 下仁田町

編集 : 下仁田町役場 福祉課

〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 番地

TEL : 0274-82-2111 FAX : 0274-82-5766